

第3次かどま男女共同参画プラン

(案)

令和5(2023)年1月

門真市

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 プランの策定にあたって | 1 |
| 1－1 男女共同参画をめぐる社会の動向及び女性活躍を取り巻く状況 | 2 |
| (1) 世界の動向 | 2 |
| (2) 国の動向 | 3 |
| (3) 大阪府の動向 | 4 |
| (4) 門真市の動向 | 5 |
| 1－2 第2次かどま男女共同参画プランにおける取り組みの成果と課題 | 6 |
| (1) 門真市の現状 | 6 |
| (2) 第2次かどま男女共同参画プランにおける取り組みの成果 | 9 |
| (3) 第3次かどま男女共同参画プランに向けての課題 | 15 |
| 第2章 プランの基本的考え方 | 19 |
| 2－1 めざす姿 | 19 |
| 2－2 基本理念 | 19 |
| 2－3 基本姿勢 | 21 |
| 2－4 プランの位置づけ | 22 |
| 2－5 プランの期間 | 23 |
| 第3章 プランの基本方針 | 24 |
| 3－1 プランの施策体系 | 24 |
| 3－2 プランの重点施策 | 26 |
| 3－3 施策の基本的方向 | 28 |
| 基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進（女性活躍推進法関連） | 28 |
| 方針1-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 30 |
| 方針1-2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 | 35 |
| 方針1-3 女性の就業支援 | 41 |
| 方針1-4 女性の活躍推進 | 43 |
| 基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革 | 46 |
| 方針2-1 広報・啓発・情報収集による理解の促進 | 47 |
| 方針2-2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進 | 52 |
| 方針2-3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進 | 57 |
| 基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備 | 61 |
| 方針3-1 生涯を通じた健康支援 | 62 |
| 方針3-2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 | 65 |
| 方針3-3 多様性の尊重と理解の促進・支援 | 68 |
| 方針3-4 防災活動や災害時における男女共同参画の推進 | 72 |
| 基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援（DV防止法関連） | 73 |
| 方針4-1 あらゆる暴力の根絶の推進 | 74 |

| | | |
|-------|--------------|----|
| 方針4-2 | 相談体制の充実 | 79 |
| 方針4-3 | 被害者への支援体制の充実 | 82 |
| 3-4 | プランの推進 | 84 |
| (1) | プランの管理手法 | 84 |
| (2) | プランの推進体制 | 85 |
| 資料編 | 86 | |

第1章

プランの策定にあたって

今後の日本社会において、さらに進展する人口減少や高齢化、また感染症の流行や自然災害など、さまざまな情勢に対応しつつ持続可能な社会を実現していくには、性別や人種にかかわらず人権が尊重され、すべての人が個性と能力を十分に発揮し、参画できる社会づくりが求められます。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条）

男女共同参画社会の理念では、性別による差別や偏見を解消するジェンダー平等の実現は基本であるにもかかわらず、社会全体における固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がいまだ根深く存在しています。

「女らしさ」や「女だから」といった固定観念により、個人の生き方や職業などに制限があつてはなりません。また、同様に男性も、「男らしさ」が求められる社会的圧力によって、生きづらさを感じることは少なくありません。これらの解消のためには、一人ひとりが意識を改革し、意思決定の場においてもあらゆる視点からの意見を反映していくことが重要です。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性の立場はさらに厳しさを増し、雇用や所得格差の問題、DVや性暴力、自殺者数の増加は深刻化しています。

このような男女共同参画を取り巻く状況に加え、「女性活躍推進法」、「DV防止法」の改正などを踏まえ、門真市のこれまでの取り組みのさらなる推進と、新たな課題への対応を進めるため、「第3次かどま男女共同参画プラン」を策定します。

1－1 男女共同参画をめぐる社会の動向及び女性活躍を取り巻く状況

(1) 世界の動向

世界における男女共同参画の取り組みは、昭和 50（1975）年、国連によって「国際婦人年」を提唱、「世界行動計画」が採択されたことをきっかけに始動しました。

昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することが基本理念とされています。

さらに、平成 7（1995）年に開催された「第4回世界女性会議（北京会議）」において「北京宣言及び行動綱領」が採択、平成 12（2000）年には、「女性 2000 年会議（国連特別総会）」で一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択され、現在に至るまでの世界における男女平等推進の国際規範・基準となっています。

近年では、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。17 の目標と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」では、地球上の「誰一人として取り残さない」ことが宣誓されました。目標の 5 番目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、あらゆる場所における女性と女児に対する差別や不平等、暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

一方、令和 4（2022）年に世界経済フォーラムが発表した経済・教育、政治および健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は 146 カ国中 116 位と先進国の中では最下位レベルとなっており、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

(2) 国の動向

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されてから、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取り組みを推進してきました。

政治分野における女性の参画が他の先進国と比べて大きく遅れをとっている現状を踏まえて、平成 30（2018）年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の男女の候補者数をできる限り均等とすることが基本原則とされました。（令和 3（2021）年一部改正。）

同時に労働分野でも、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現と長時間労働の是正や雇用形態を問わず公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が成立しました。また、令和元（2019）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が改正され、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主が拡大規定されるとともに、職場におけるあらゆるハラスメント防止の対策が強化されています。（令和 4（2022）年改正。一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大。）

男女間の暴力に関しては、令和元（2019）年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護にあたり、児童相談所との相互連携などが明確化され、令和 2（2020）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」も施行されました。

近年の状況として、内閣府男女共同参画局の調査によると、コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV の相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されるとともに、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があると分析されています。

そのような状況下の令和 2（2020）年に、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、コロナ禍の「新たな日常」への対応、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加、人生 100 年時代の到来、法律・制度の整備、デジタル化への対応、頻発する災害に対する女性視点の防災、国内外で高まるジェンダー平等や女性に対する暴力根絶の動きなどが分野ごとに示されています。

また、日常生活等においてさまざまな問題を抱える女性の支援に向け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行されます。

(3) 大阪府の動向

大阪府においては、平成 13（2001）年の「おおさか男女共同参画プラン」の策定にはじまり、平成 14（2002）年には「大阪府男女共同参画推進条例」が制定され、大阪府における男女共同参画社会実現への指針が定められました。

平成 28（2016）年に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」には、前年の「女性活躍推進法」の成立にあたり女性活躍に関する国の政策が基本方針へ反映されています。令和 3（2021）年策定の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」では、単独世帯や高齢世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって脅かされる女性の人権や雇用の問題などを背景として「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」の 2 つの横断的視点を持って具体的取り組みを示しています。

DV 対策としては、平成 17（2005）年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、3 回の改定を経ながら関係機関や団体等との連携や相談・支援体制の強化が進められています。

また、令和元（2019）年には、性的指向及び性自認の多様性を尊重し、すべての人が偏見や差別されることのない社会の実現に向け、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行され、令和 2（2020）年から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されるなど、すべての人が自分らしく生きることができる施策に取り組んでいます。

ジェンダーギャップ指数(GGI)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が算定した男女格差を測る指数で、①経済分野（労働力率、管理職に占める比率、同一労働における賃金の男女格差等）、②教育分野（識字率、初等・中等・高等教育の就学率の男女比等）、③保健分野（出生児性比、健康寿命の男女比等）、④政治分野（国会議員や閣僚の男女比等）の 4 分野から測定しています。

ジェンダーギャップ指数の他に男女共同参画に関する国際的な指標としては、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを表す「ジェンダー不平等指数」（191 か国中 22 位）や、人間開発の 3 つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における男女格差を測定した「ジェンダー開発指数」（191 か国中 76 位）等があります（いずれも令和 4（2022）年 9 月 8 日発表）。

(4) 門真市の動向

門真市では、平成 14（2002）年に「かどま男女共同参画プラン」を策定し、門真市における男女共同参画社会の実現に向けて歩みはじめました。プランでは、各種審議会等における女性委員の登用目標率を 30%と設定しました。

平成 17（2005）年には「門真市男女共同参画推進条例」と「門真市男女共同参画推進条例施行規則」を制定、また、男女共同参画施策等に関する苦情などについて調査、答申する第三者機関として「門真市男女共同参画苦情処理委員」を設置しました。

平成 18（2006）年に「門真市男女共同参画審議会」も設置し、男女共同参画施策の実施状況などを毎年度、審議会に報告し公表しています。

平成 19（2007）年には「門真市人材育成基本方針」が策定され、女性職員の登用が明記されました。

最初の策定から 10 年が経った平成 24（2012）年に「第 2 次かどま男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の払拭をはじめとした、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに関する推進状況を広報紙や市ホームページ等で周知するなど、あらゆる機会で男女共同参画社会への理解が深まるよう啓発に努めてきました。

また、男女共同参画や女性のための総合的な施設として、平成 27（2015）年に「門真市女性サポートステーション WESS（ウェス）」を開設し、女性のための相談及び就労相談、キャリアカウンセリングなどを実施し、就労セミナーをはじめ、さまざまなセミナー等を開催することで、女性が仕事や地域活動などあらゆる分野に参加・参画できるよう支援しています。

令和 3（2021）年には「門真市第 2 次人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定し、女性の人権課題を取り上げ、今後の取り組みとして、市民に向けた男女共同参画の意識づくり・教育・啓発の推進や女性に対するあらゆる暴力の根絶、女性活躍のための支援などを明記しています。

なお、令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」については、性被害や性暴力、家庭状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するものであり、「第 3 次かどま男女共同参画プラン」にも包含される内容であることから、今後策定される府の基本計画も踏まえつつ、さまざまな支援に取り組んでいきます。

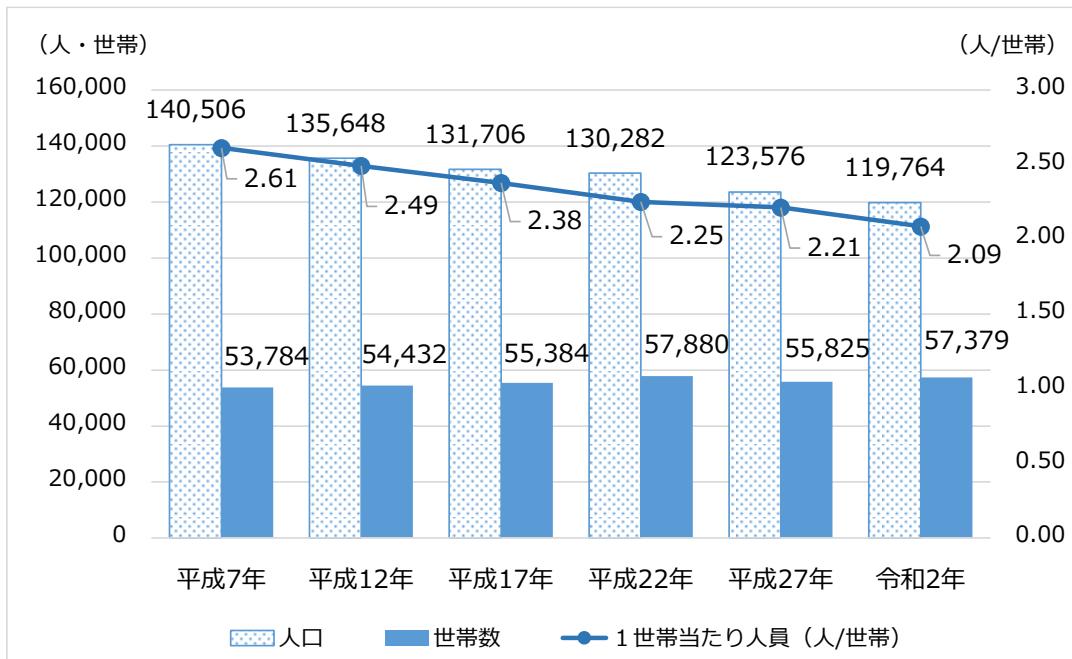
1 – 2 第2次かどま男女共同参画プランにおける取り組みの成果と課題

第2次プラン策定時から10年が経過し、社会情勢や男女共同参画意識にも変化が見られます。第3次プランを策定するにあたり、門真市におけるさまざまな統計の推移から現状を分析し、第2次プランの取り組みとその成果を基本項目ごとに指標の推移とともにまとめました。

(1) 門真市の現状

■総人口・総世帯数の推移

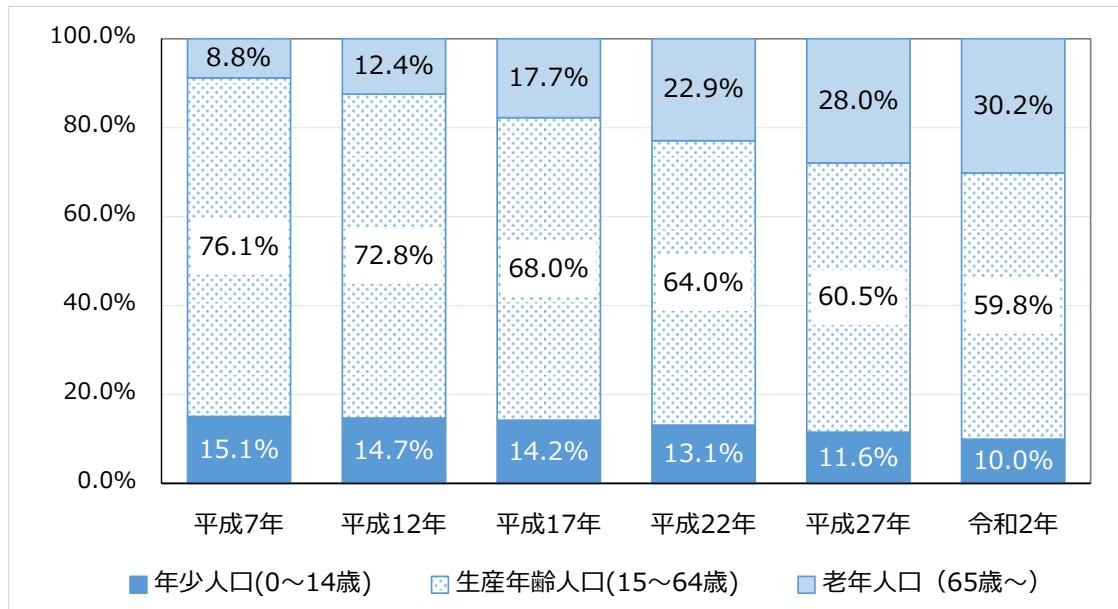
門真市の人口と1世帯当たりの人員は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。



資料：各年国勢調査

■年齢3区分人口構成の推移

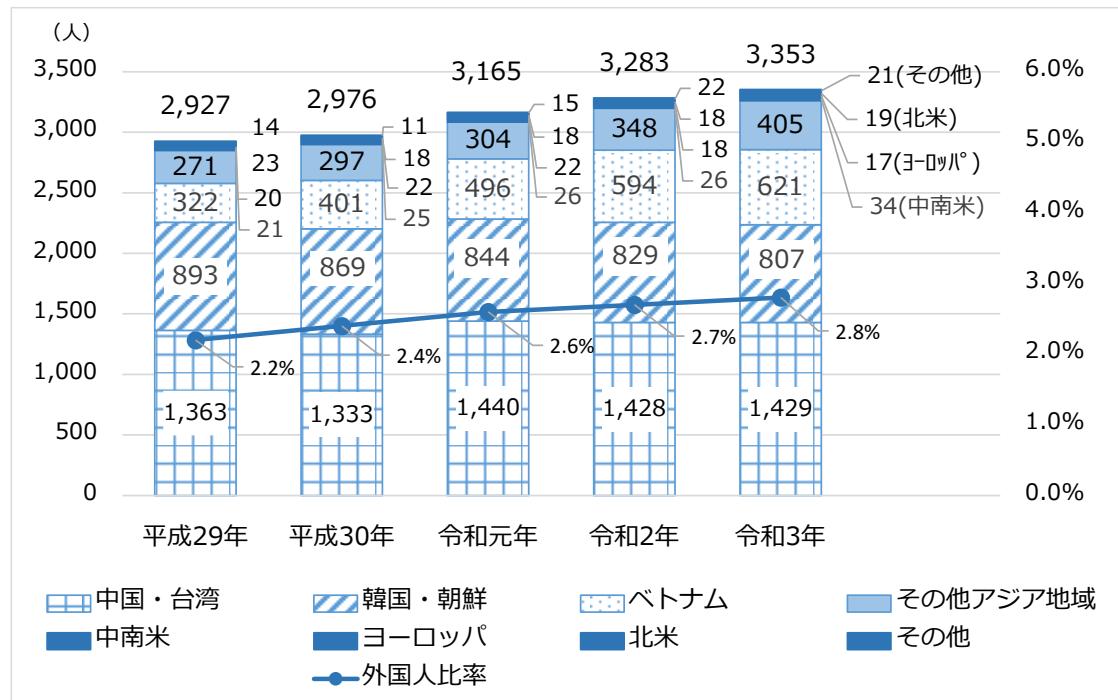
門真市の65歳以上の人口は増加傾向にあり、このまま増加を続けると人口の3分の1に達する見込みです。



資料：各年国勢調査

■外国人登録人口の推移

門真市の外国人人口は増加傾向にあり、中国・台湾国籍の人が最多く、次いで韓国・朝鮮国籍の人が多くなっています。また、ベトナム国籍の人は特に増加傾向にあります。

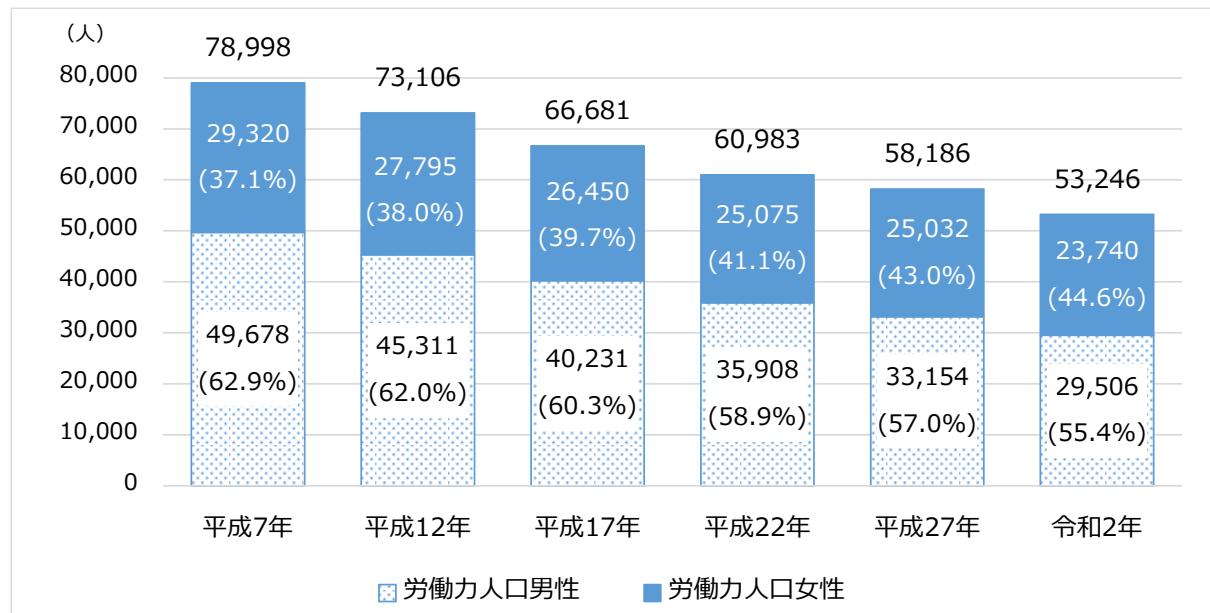


資料：各年門真市統計書

備考：朝鮮には北朝鮮、中国には香港・マカオをそれぞれ含む

■男女別労働力人口の推移

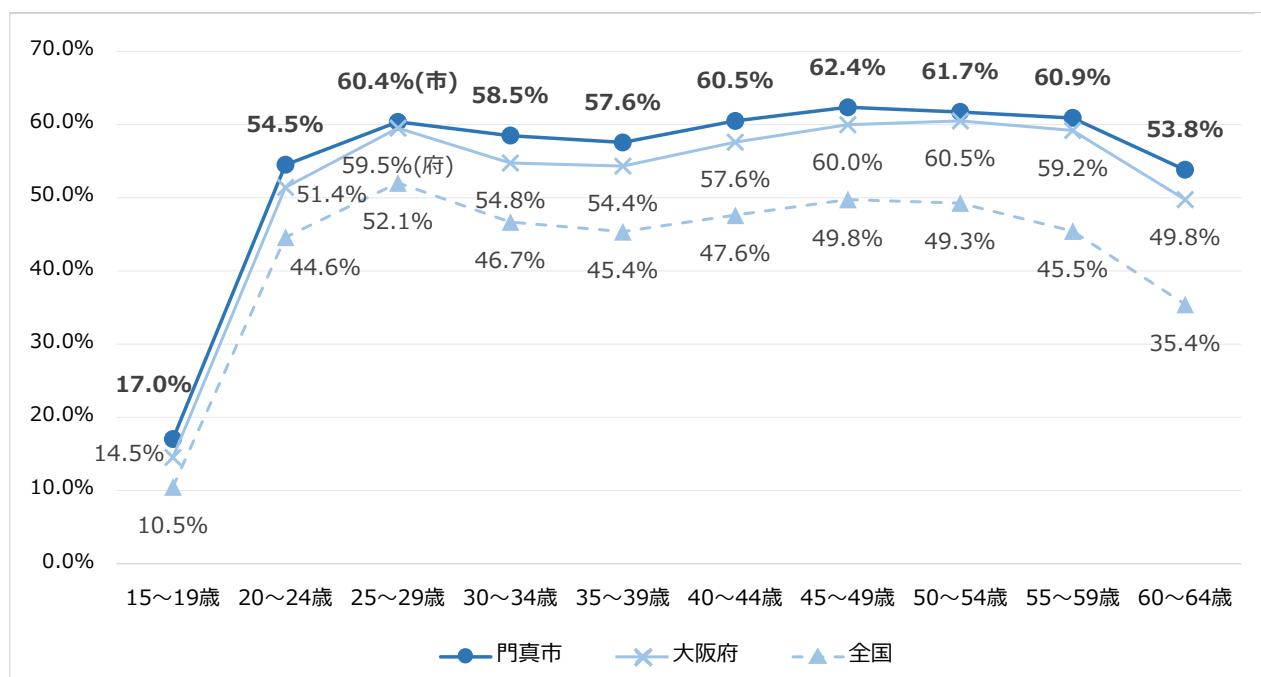
門真市の労働力人口は減少傾向にありますが、女性労働力の占める割合は増加傾向にあります。



資料：各年国勢調査

■女性の年齢階級別就業率の推移

全国、大阪府、門真市の年齢5歳階級別の就業率をみると、すべての年齢階級で全国、大阪府よりも門真市が上回っています。



資料：令和2（2020）年国勢調査

(2) 第2次かどま男女共同参画プランにおける取り組みの成果

基本目標 1

誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

【主な取り組み】

方針 1 男女共同参画の意識づくり

- 国・府・市の男女共同参画計画や条例の周知や啓発イベント等の情報発信
- 人権尊重意識を高めるための人権講座の実施
- 6月の「男女共同参画週間」期間中、市内の公共施設等への普及啓発物品の配架や京阪古川橋駅前での街頭啓発、市ホームページやポスター掲示、懸垂幕掲揚などの啓発活動
- 3月8日の国際女性デーにおける啓発活動

方針 2 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- 性別にとらわれず個性を尊重する意識が醸成される保育、教育の実施
- 就学前施設や学校の職員に対する研修や学習会の実施

方針 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 平成27(2015)年10月 門真市女性サポートステーションWESSを開設し、就労に関する相談や助言、女性が抱えるさまざまな悩みや相談についてワンストップで対応
- 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、市内の公共施設等への普及啓発物品の配架やパープルリボンによる装飾、京阪古川橋駅前での街頭啓発、市ホームページやポスター掲示などの啓発活動
- 令和2(2020)年8月「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」改定
- 市職員や関係団体を対象としたDV防止に関する研修の実施

【指標の推移】

| 方針－ 施策 | 取り組み内容の指標 | 第2次プラン 策定時の現状 (平成24(2012) 年度) | 第2次プラン での目標 (平成24 (2012) 年度) | 現状 (令和2 (2020) 年度) |
|-----------|--|--|---------------------------------------|-----------------------|
| 1－1 | ① 門真市男女共同参画推進条例の認知率 | 23.3% | | 22.4% |
| | ② かどま男女共同参画プランの認知率 | 19.6% | | 16.9% |
| | ③ DV 防止啓発講座への参加者数 | 70 人 | 200 人 | 38 人 (※1※2※3) |
| | ④ 人権講座の年間開催回数 | 5 回 | 10 回 | 5 回 (※2 ※4) |
| 1－2 | ① 門真市男女共同参画推進条例の中で、事業者責務が定められていることの認知率 | 31.3% | | 45.5% |
| | ② 社会通念や週間、しきたりなどでの男女の地位の平等感 | 9.3% | | 8.9% |
| 3－1 | ① DV に関し「直接自分が暴力を受けたことがある」率の低下 | 女性：16.5% 男性：2.5% | | 女性：14.1% 男性：5.7% |
| 3－2 | ① DV の相談窓口を「ひとつも知らない」率の低下 | 女性：15.8% 男性：10.9% | | 女性：10.7% 男性：9.1% |

※1 第2次プラン策定以降、男女共同参画研究講座からDV防止啓発講座に名称変更。

※2 新型コロナウイルス感染症予防に伴う定員調整や講座の中止によるため減少。

※3 令和4（2022）年11月時点の数値。

※4 令和3（2021）年度の数値。

基本目標 2

**男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会を
つくりましょう**

【主な取り組み】

方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 市ホームページに女性活躍状況の見える化ページのリンクの設置・啓発
- 門真市各種審議会等における女性委員の登用率向上や、男性のみで構成される審議会数の削減の周知徹底
- 門真市女性サポートステーション WESS 主催による起業入門セミナーの開催

方針 2 地域における男女共同参画の推進

- 各種団体による女性リーダー養成や女性団体への支援
- 地域活動や市民公益活動への支援

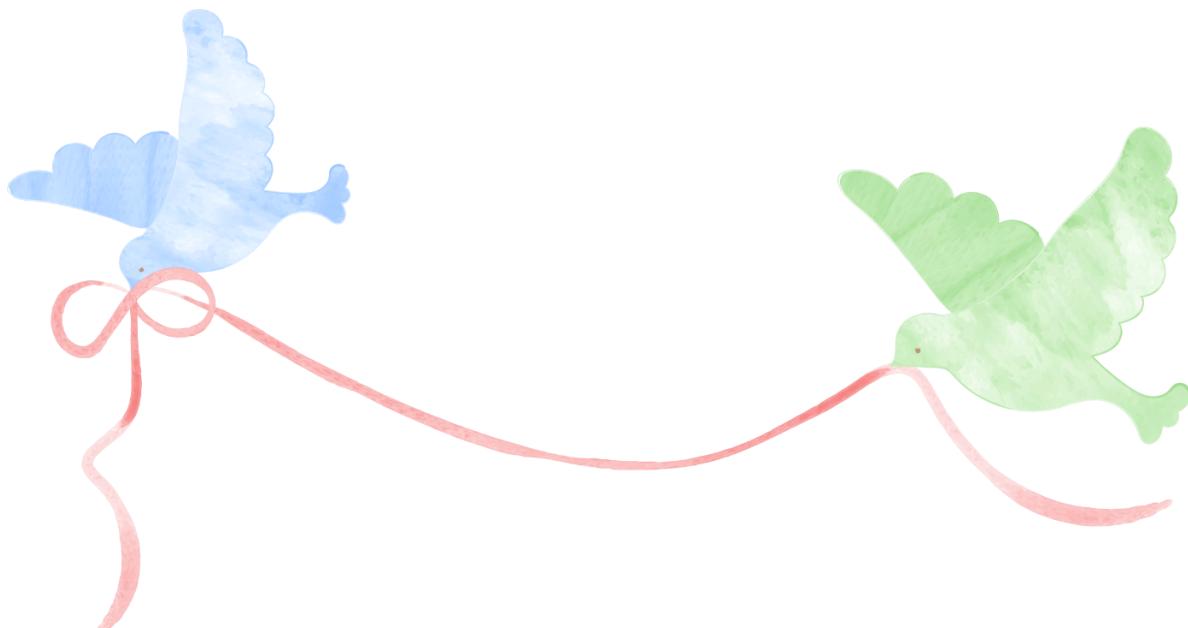
方針 3 国際社会への理解

- 在住外国人に対し乳幼児健診等の場面での通訳や翻訳機器等による対応
- 門真市在日外国人教育推進協議会との連携による各学校での日本語教室や多文化共生プログラムの実施
- 各国の文化や民俗芸能の発表など、国際交流事業に対して助成金を交付

【指標の推移】

| 方針－ 施策 | 取り組み内容の指標 | 第2次プラン 策定時の現状 (平成24 (2012) 年度) | 第2次プラン での目標 (平成24 (2012) 年度) | 現状 (令和 (2022) 年4月) |
|-----------|----------------------|---|---------------------------------------|-----------------------|
| 1－1 | ① 市における審議会などの女性委員の割合 | 20.1% | 30% | 29.3% |
| | ② 女性委員のいない審議会などの割合 | 33.3% | 0% | 11.4% |
| 1－2 | ① 市における女性職員の管理職登用率 | 8.8% | 30%程度 | 20.2% |
| 2－1 | ① 地域子育て支援拠点数 | 5箇所 | ↗ | 2箇所 (※1) |

※1 第2次プラン策定時、地域子育て支援事業を実施する公立保育園3園も地域子育て支援の拠点としての機能を有するものとして、地域子育て支援センター、なかよし広場と併せて計上していたが、制度変遷の中で、地域の子育て支援拠点事業として施設を有する地域子育て支援センター、なかよし広場を現状では拠点として位置づけている。



基本目標 3

男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう

【主な取り組み】

方針 1 雇用などの分野における男女共同参画の推進

- ハローワークと連携し、新規学卒者説明会や企業トップへの人権啓発研修会の実施
- 中小企業経営者等を対象にした「女性活躍推進セミナー」の実施、職場での女性活躍推進の啓発や具体策例の紹介

方針 2 仕事と家庭生活、地域活動の両立支援

- 女性の活躍を推進するための WESS セミナー啓発講座の定例実施
- 門真市女性サポートステーション WESS 主催による女性の就労支援のための「かどママ就活サポート講座」の実施
- ワーク・ライフ・バランス啓発講座の開催
- 門真市関係機関への働き方に関する国等のリーフレットの配架、周知、啓発

【指標の推移】

| 方針－ 施策 | 取り組み内容の指標 | 第2次プラン 策定時の現状 (平成24 (2012) 年度) | 第2次プラン での目標 (平成24 (2012) 年度) | 現状 |
|-----------|--------------------------|---|---------------------------------------|----------------|
| 2－1 | ① ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数 | 64人 | ↗ | 48人 (※1 ※2) |
| 2－2 | ① 病児保育の受入定数 | 3人／1日 | ↗ | 6人／1日 (※3) |

※1 新型コロナウイルス感染症予防に伴う定員調整や講座の中止によるため減少。

※2 令和4（2022）年4月時点の数値。

※3 令和4（2022）年11月時点の数値。

基本目標 4

男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

【主な取り組み】

方針1 生涯を通じた男女の健康支援

- 3月の女性の健康週間におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発活動
- 小中学校における児童・生徒の発達段階に応じた「性の多様性」に関する学習の実施
- 母子健康手帳交付時に助産師等による全数面接の実施
- 「門真市子育て世代包括支援センターひよこテラス」における妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート
- がん検診や歯科検診、予防接種などの推奨

方針2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭のための相談や支援の実施
- 地域包括支援センターや介護保険サービス事業者・民生委員等を対象とした地域ケア会議の開催
- 障がいのある人への障がい福祉サービスや地域生活支援事業についての周知の継続
- 生活困窮者自立支援法等に基づく各種事業の展開
- 就労が困難な人のための地域就労センター設置
- 社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動への事業費の補助

【指標の推移】

| 方針－ 施策 | 取り組み内容の指標 | 第2次プラン 策定時の現状 (平成24 (2012) 年度) | 第2次プラン での目標 (平成24 (2012) 年度) | 現状 |
|-----------|---------------------|---|---------------------------------------|----------------------------|
| 1－2 | ① 乳がん・子宮がん検診の受診率の向上 | 乳がん：12.4% 子宮がん：15.9% | ↗ | 乳がん：4.9% 子宮がん：9.3% (※1) |
| 2－1 | ① 生活困窮者のための相談事業数 | 6 事業 | ↗ | 12 事業 (※2) |

※1 令和3(2021)年度の数値。

※2 令和4(2022)年4月時点の数値。

(3) 第3次かどま男女共同参画プランに向けての課題

■女性参画や活躍機会の推進

①職場や地域活動における女性リーダーの育成や支援が必要です

【今後の取り組み】

- 方針決定過程における女性参画促進について民間団体の実態把握
- 女性管理職の割合の増加
- オンラインでの配信等を活用した守口門真商工会議所や地域団体の女性リーダー養成や女性団体への支援
- 災害時の男女共同参画の学習プログラムの実践
- 社会変化や現代のライフスタイルに対応した地域における子育て支援や男女共同参画促進のイベントの開催

②職場での男女共同参画への啓発や情報提供が必要です

【今後の取り組み】

- 商工業や農業の女性従事者のニーズに合った効果的な講座や情報提供
- 企業への男女格差解消のための積極的なポジティブ・アクションの実施

③社会変化に対応したワーク・ライフ・バランスの啓発が必要です

【今後の取り組み】

- 育休制度の概要の啓発や支援
- 育休取得や柔軟な働き方について当事者のみならず事業者や周囲の人も含めた理解の促進
- 市内事業者へのワーク・ライフ・バランス啓発講座等の周知や理解に向けた具体的なアクション

■男女共同参画社会についての学習機会や意識啓発

①男女共同参画について継続した啓発活動や情報発信が必要です

【今後の取り組み】

- 男女共同参画に関する情報についてSNSの活用や発信
- オンラインでの配信等を活用した講座やセミナーの開催
- 職員への適切な表現の推進

②男女ともに家庭生活や地域活動に参画できるきっかけづくりが必要です

【今後の取り組み】

- 昨今の技術革新や社会変化に対応した男女のエンパワーメントやチャレンジのための各種講座の開催
- 男性に向けた家庭や地域への参画を促す講座や教室の開催

③学校教育において男女共同参画の意識づくりが必要です

【今後の取り組み】

- キャリア教育の実践
- 性の多様性の尊重と理解促進

■すべての人の健康と安心に向けた支援体制の充実

①誰もが安心して暮らせるよう相談機能の充実や連携の強化が必要です

【今後の取り組み】

- 各相談窓口での高齢者への相談対応の強化
- 障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制ネットワークのさらなる強化

②在住外国人への理解や暮らしやすい環境の整備が必要です

【今後の取り組み】

- 多言語対応ツール等を活用した各種窓口の充実
- 多言語による行政サービスや生活情報等の提供

③（性と生殖に関する健康と権利）の概念の認知度を高め、各世代における健康づくりが必要です

【今後の取り組み】

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念の周知の継続
- 性教育を継続するための活動方法や授業内容の検討
- ウィズコロナでの健康づくりや心の健康のためのスポーツの実施

④様々な社会的要因によって困難な状況にある人への支援が必要です

【今後の取り組み】

- 障がいのある人への福祉サービス・地域生活支援事業の周知の継続
- 門真市女性サポートステーション WESS を中心に困難な状況にある女性のための支援と情報提供

■あらゆる暴力の防止や被害者支援

①加害者・被害者にならないための学習機会が必要です

【今後の取り組み】

- デート DV について学校現場と連携した周知・啓発や大学生リーダーの育成
- 企業に対しての就活ハラスメントについての周知・啓発

②相談窓口のさらなる充実が必要です

【今後の取り組み】

- 女性サポートステーション WESS の認知度向上のためのさらなる周知活動
- 「家庭児童相談センター」での相談支援体制強化
- 「子育て世代包括支援センターひよこテラス」での相談支援体制強化

第2章

プランの基本的考え方

門真市第6次総合計画では、門真市がめざす将来の姿を「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」とし、基本目標の中に女性活躍の推進を位置づけています。本プランは、その実現に向けた施策を具現化したものです。

めざす姿は、第2次プランから継承しつつ、「男女」にとらわれず、すべての人を包含することとし、「いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市」と改めました。

また、「門真市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念もめざす姿と同様、第2次プランを継承しつつ、次のとおり改めました。

2-1 めざす姿

いきいきとすべての人が輝く 男女共同参画都市

2-2 基本理念

○ すべての人が尊重される社会の推進

男女が性差によって差別されることなく、個々の能力を発揮できる機会を確保していく必要があります。また、性的指向や性自認など性の多様性を理解し、すべての人のが尊重される社会を推進していくことが大切です。

○ 政策・方針の立案及び決定への共同参画の推進

「女だから」「男だから」といった固定的性別役割分担意識にとらわれず、性差によって社会活動における選択の自由を阻害されないように、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。また、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策または民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画できることが大切です。

○ 仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進

すべての人が自らの意欲と能力を持ってともに働き、仕事上の責任を果たしながら、家事や子育て、介護などの家庭生活や地域活動もバランスよく両立できる社会をめざしていく必要があります。そのためには男女共同参画の視点をもって、ライフスタイルやライフステージに合わせた働き方や地域活動を推進していくことが大切です。

○ すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会の推進

すべての人が、それぞれの身体的性差についての理解を深め、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の醸成や意思の尊重をし、生涯にわたり心身が健康な生活を営めることが大切です。また、さまざまな困難に直面している人が適切な支援のもと、安心して暮らせる社会を築く必要があります。

○ 国際理解と多文化共生の推進

男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係にあることから、国際社会の動向も考慮していく必要があります。近年は在住外国人が増加しており、生活情報サービスの提供や地域活動への参加促進、また、市民に対し多文化への理解を深めていくことが大切です。

2 – 3 基本姿勢

○ SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取り組みの推進

平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、「誰一人として取り残さない社会」をめざした 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられ、現在、国際社会が一致して取り組みを進めています。

本プランにおいても、SDGs の視点を包括的に取り入れ、ジェンダー平等をすべての施策に反映し、男女共同参画社会の実現をめざします。



○ 新たな生活様式に対応した取り組みの推進

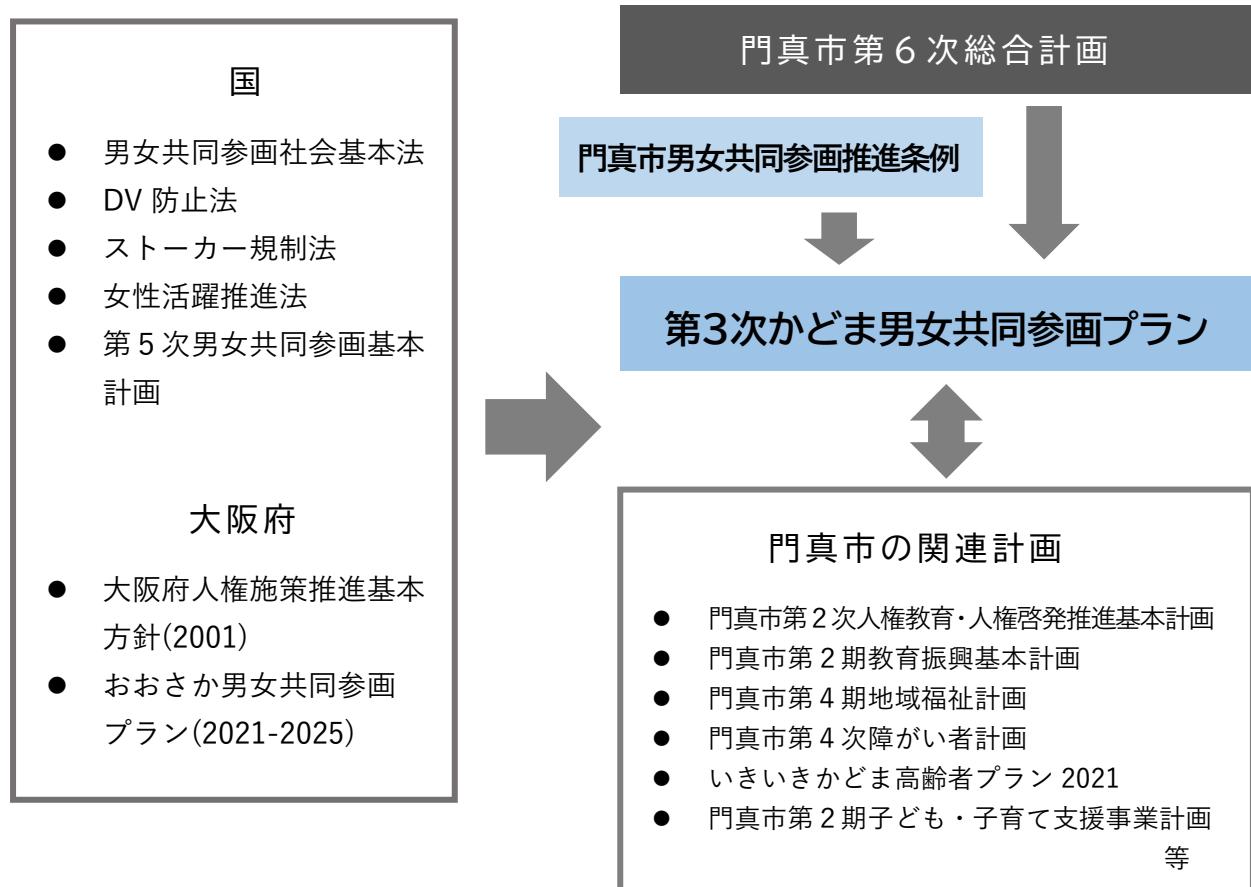
令和 3（2021）年策定の国の「第 5 次男女共同参画基本計画」には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新たな生活様式への対応が示されています。

外出自粛による休業や在宅時間の増加は DV 被害の増加や雇用や所得の格差など、女性への深刻な影響がみられました。

一方、オンライン活用の拡大により、テレワークや在宅勤務といった柔軟な働き方が推進され、男性の家事・育児・介護への参加を促す好機となっています。

2-4 プランの位置づけ

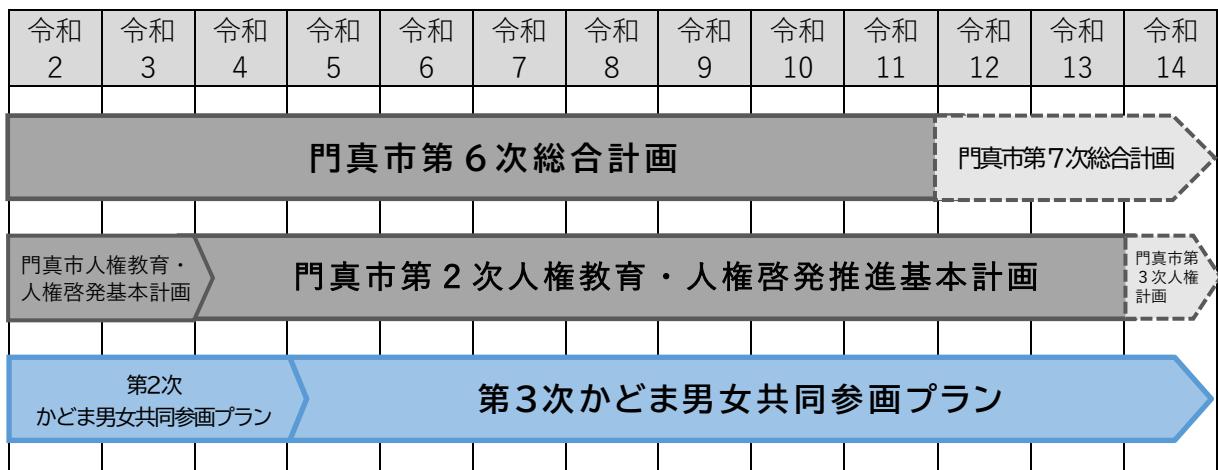
- 「門真市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画プランです。
- 令和2（2020）年策定の「門真市第6次総合計画」を上位計画とし、市の各関連分野の個別計画との整合を図ります。
- 平成25（2013）年改正の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」を包含しています。
- 令和3（2021）年改正の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）（主な改正内容は、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等、相手方が現に所在する場所における見張り等、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為）を包含しています。
- 令和4（2022）年改正の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、市町村推進計画を包含しています。
- 令和2（2020）年策定の国の「第5次男女共同参画基本計画」と、令和3（2021）年策定の大蔵省の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）との整合性を持たせています。



2-5 プランの期間

プランの期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直すものとします。



第3章

プランの基本方針

3-1 プランの施策体系

「門真市男女共同参画推進条例」の基本理念は、門真市が男女共同参画を推進するにあたっての基本的な考え方となります。

本プランにおいても条例に基づき、すべての市民が性別にかかわりなく人権が尊重され、仕事と生活のあり方について多様な選択ができる男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進（女性活躍推進法関連）

方針1-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 施策1 審議会等委員への女性の参画促進
- 施策2 女性職員・女性教職員の登用促進

方針1-2 ワーク・ライフ・バランスの理解と推進

- 施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及
- 施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備

方針1-3 女性の就業支援

- 施策5 多様な働き方への支援の推進

方針1-4 女性の活躍推進

- 施策6 就労の場における女性の活躍推進

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針2-1 広報・啓発・情報収集による理解の促進

- 施策7 男女共同参画の理解と共感
- 施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供

方針2-2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進

- 施策9 地域団体・企業などと一体となった啓発の促進
- 施策10 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進
- 施策11 市民、団体などの地域活動に対する支援

方針2-3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- 施策12 保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成
- 施策13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

基本目標3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針3-1 生涯を通じた健康支援

施策 14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進

施策 15 生涯各期に応じた健康対策の推進

方針3-2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

施策 16 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化

施策 17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進

方針3-3 多様性の尊重と理解の促進・支援

施策 18 性の多様性の尊重と理解促進や支援

施策 19 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

施策 20 多様な文化への理解と交流の推進

方針3-4 防災活動や災害時における男女共同参画の推進

施策 21 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進

基本目標4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援（DV防止法関連）

方針4-1 あらゆる暴力の根絶の推進

施策 22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発

方針4-2 相談体制の充実

施策 23 安心できる相談体制の充実及び連携体制の構築

方針4-3 被害者への支援体制の充実

施策 24 被害者の安全確保と支援体制の充実

3-2 プランの重点施策

これまでの取り組みの中からの継続課題や国及び大阪府の新たな計画に取り上げられた課題などを踏まえ、「第3次かどま男女共同参画プラン」の基本理念や目標の達成に向けて、特に重点的に取り組む具体的な項目を「重点施策」として掲げます。

重点施策 基本目標1

- 施策1 審議会等委員への女性の参画促進
- 施策2 女性職員・女性教職員の登用促進

◆ 審議会や管理職への女性登用

女性の能力が十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、行政、事業者などあらゆる機関において、政策・方針等の意思決定と実行の過程に女性の登用を拡大する必要があります。

女性の職域の拡大、積極的な管理職への登用を推進するとともに、審議会などにおいては委員に占める女性委員の比率目標を40%とし、女性委員が少ない審議会などの構成員の見直しを進めます。

施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備

◆ 男性の育児休業取得への理解・促進

令和3（2021）年度において、本市では育児休業取得対象の男性職員の半数が育児休業を取得したという結果が出ています。これは男性職員の意識向上や、育児休暇を取得しやすい職場環境の醸成が進んだ結果によるものと考えられます。

また、この結果を行政のみならず、市内事業所にも促進していく必要があります。今後もめまぐるしい社会変化やそれに伴う働き方に柔軟に対応しながら、男性の育児休業のさらなる取得に向けた取り組みを推進していきます。

施策6 就労の場における女性の活躍推進

◆ 女性の就労や活躍機会への支援

働きたい女性、働き続けたい女性が、ライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方を実現できるよう、女性の就労や起業を支援します。また、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業を支援し、国・府等が実施する女性活躍推進のための助成金や認証制度等の利用を促進します。

重点施策 基本目標 2

施策 7 男女共同参画の理解と共感

◆ 市民への男女共同参画の啓発

門真市では平成 14（2002）年に「かどま男女共同参画プラン」、平成 17（2005）年に「門真市男女共同参画推進条例」を制定しました。現在までに事業の見直しや啓発等が行われながら約 20 年経過していますが、令和 2（2020）年度の市民意識調査の結果にあるように市民の認知状況は芳しくありません。

昨今のジェンダー平等の普及・啓発や女性の活躍状況など、さまざまな社会情勢や個々の意識の変化がある中で、再度プランと条例の啓発に取り組み、門真市の男女共同参画の意識を醸成します。

重点施策 基本目標 3

施策 18 性の多様性の尊重と理解促進や支援

◆ 性の多様性の尊重

性自認や性的指向は多様なグラデーションがあり、人それぞれ異なります。

多数派と異なるあり方や価値観を否定や排除するべきではないことを理解し、すべての人に対応できる社会を築いていくことが必要です。いまだ性的マイノリティへの差別や偏見があり、苦しんでいる人がいます。一人ひとりのあり方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを推進します。

重点施策 基本目標 4

施策 22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発

◆ 暴力の根絶と被害者支援

国では、平成 25（2013）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）が相次いで改正され、平成 29（2017）年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」が策定されました。

さらにコロナ禍の生活不安や外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV 相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。このような性差に基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、子どもや青少年をはじめとした若い世代への教育や啓発、企業や教職員へはセクシュアル・ハラスメント研修等を実施していきます。また、被害者へは安心して相談できる支援体制を充実させていきます。

3-3 施策の基本的方向

基本目標1

あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

やりがいを持って働くことで社会的責任を果たしながら、趣味や学習などの余暇活動や地域活動の参加を通じて交流の輪を広げ、また、育児や介護といった家庭内での役割も果たすことのできるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の充実が求められます。

固定的性別役割分担にとらわれず、誰もがライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方が実現できるよう、就労や起業における女性活躍、また男性の育児・介護休業への支援を推進していきます。

女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 27（2015）年 8 月に成立しました。

これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。

令和元（2019）年 5 月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました。（令和 2（2020）年 6 月施行。）

令和 4（2022）年 4 月からは、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主に拡大され、さらに常時雇用する労働者数 101 人以上 300 人以下の事業主についても、行動計画の策定・届出及び情報公表が義務化されました。

参照：男女共同参画局

【目標値を設定する取り組み内容】

| 取り組み内容の指標 | 現状 | 目標（令和 14 (2032) 年度） |
|--------------------------|-----------------|------------------------|
| ① 市における審議会などの女性委員の割合 | 29.3% (※1) | 40% |
| ② 女性委員のいない審議会などの割合 | 11.4% (※1) | 0% |
| ③ 市における女性職員の管理職登用率 | 20.2% (※1) | 30% |
| ④ 市における男性職員の育休取得率 | 50.0% (※2) | ↗ |
| ⑤ ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数 | 48 人 (※3) | ↗ |
| ⑥ 病児保育の受入定数 | 6 人／1 日 (※1) | ↗ |

※1 令和4（2022）年4月時点の数値。

※2 令和3（2021）年度の数値。

※3 令和4（2022）年11月時点の数値。



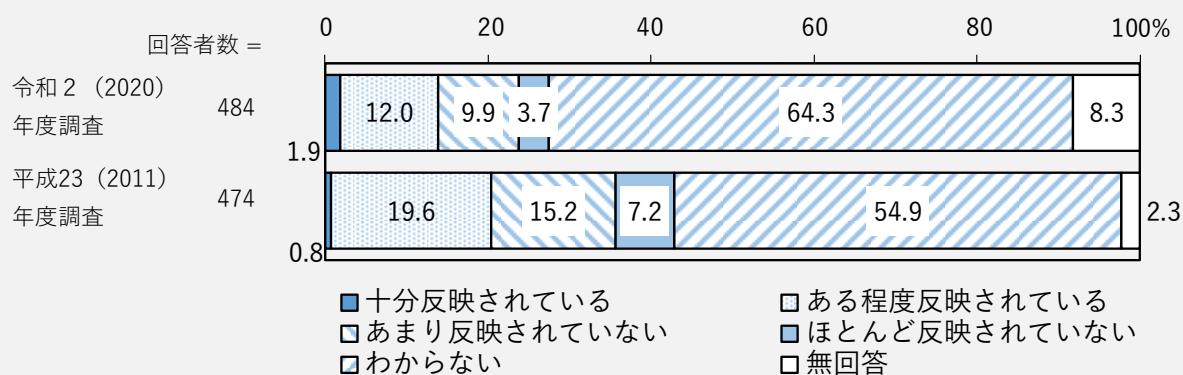
【現状と課題】

<市の政策への女性意見の反映状況について>

令和2（2020）年度の市民意識調査から、令和2（2020）年度の市の政策への女性意見の反映状況をみると、「十分反映されている」及び「ある程度反映されている」が合わせて13.9%となっています。平成23（2011）年度の調査では20.4%となっており、約10年間で6.5ポイント低下しています。

今後、市の政策への女性意見の反映状況について市民が判断できるよう、審議会などへの女性委員の登用率などの情報提供が必要です。

■市の政策への女性意見の反映状況



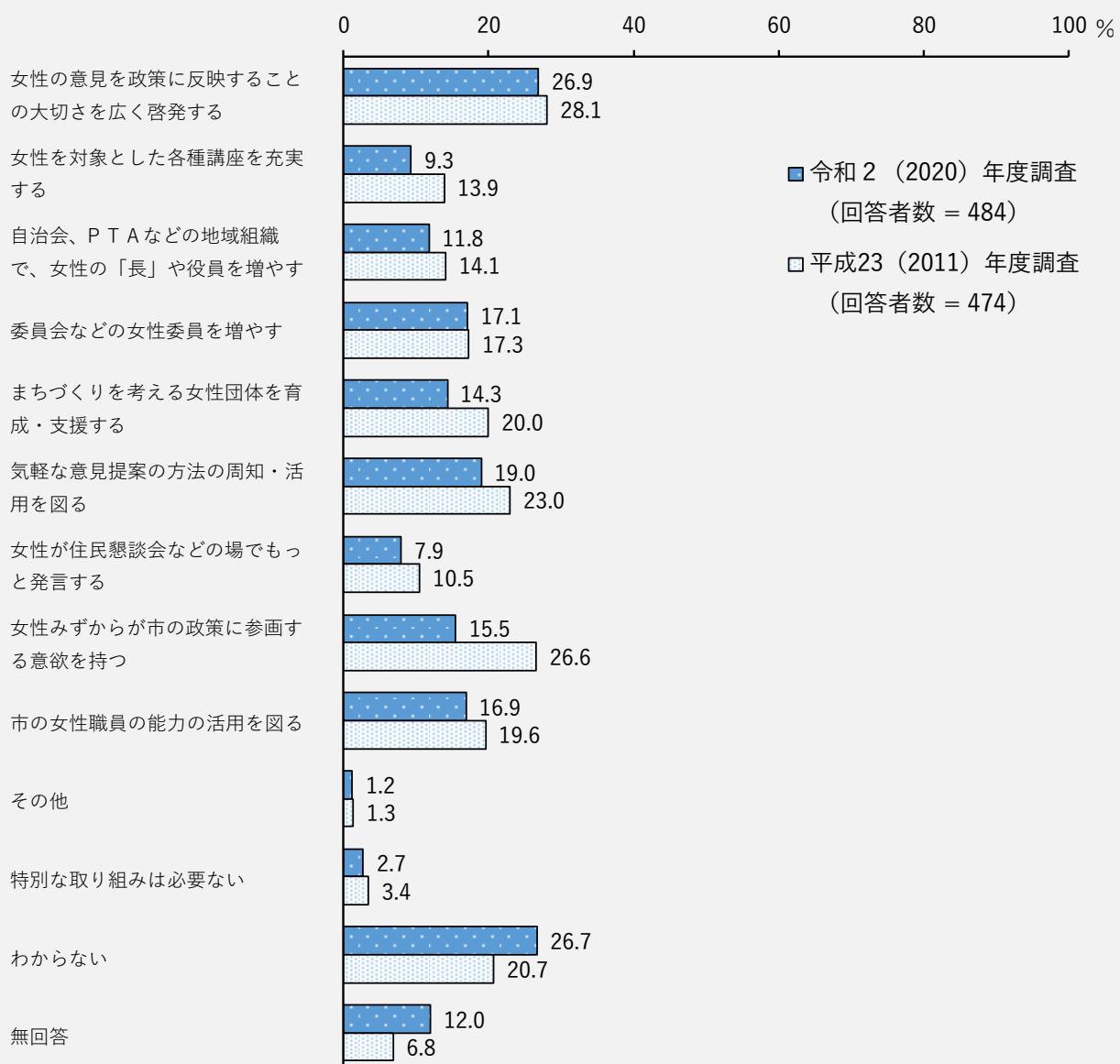
資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<市の政策への女性意見反映のために必要なことについて>

市の政策への女性意見反映のために必要なことをみると、「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」が26.9%で最も高く、次いで「気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る」が19.0%、「委員会などの女性委員を増やす」が17.1%、「市の女性職員の能力の活用を図る」が16.9%などとなっています。

平成23(2011)年度調査と比べると、「女性みずからが市の政策に参画する意欲を持つ」が26.6%から15.5%と11.1ポイント減少し、他の項目でも減少傾向が見られます。

■市の政策への女性意見反映のために必要なこと



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<門真市職員の管理職の女性比率の推移について>

門真市職員の管理職全体の女性比率は、第1次男女共同参画プラン策定時の平成14（2002）年度は1.1%、第2次プラン策定時の平成23（2011）年度は7.9%、令和4（2022）年度20.2%と増加していますが、まだまだ低い水準といえます。今後も、男女を問わず多様な経験を積めるように、研修や人事配置などに配慮し、女性職員の管理職登用を進める必要があります。

■管理職の女性比率の推移

| 年度 | 管理職 | 合計（人） | うち女性数（人） | 女性比率（%） |
|-------------------|-------|-------|----------|---------|
| 平成14 (2002) 年度 | 部長級 | 23 | 0 | 0.0 |
| | 次長級 | 18 | 0 | 0.0 |
| | 課長級 | 52 | 1 | 1.9 |
| | 管理職総数 | 93 | 1 | 1.1 |
| 平成23 (2011) 年度 | 部長級 | 15 | 0 | 0.0 |
| | 次長級 | 16 | 2 | 12.5 |
| | 課長級 | 45 | 4 | 8.9 |
| | 管理職総数 | 76 | 6 | 7.9 |
| 令和4 (2022) 年度 | 部長級 | 11 | 2 | 18.2 |
| | 次長級 | 12 | 1 | 8.3 |
| | 課長級 | 61 | 14 | 23.0 |
| | 管理職総数 | 84 | 17 | 20.2 |

資料：門真市人事課資料より抜粋

施策1 審議会等委員への女性の参画促進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|--------------------|---|
| ① 市政に対する関心の喚起 | すべての市民が市政やまちづくりに関心を持ち、意見が政策に反映できる大切さを理解できるよう、広報紙や市ホームページなどを活用して啓発を進めます。また、審議会等委員への女性の参画率などの情報を提供するなど、市民にわかりやすい市政の推進に努めます。 |
| ② 審議会等委員への女性の参画促進 | 市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画目標を設定し、参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消をめざします。 |
| ③ 人材の把握と活用 | 審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用を促進します。 |
| ④ 民間団体における女性の参画の拡大 | 商工会議所などの団体における方針決定過程への女性の参画を働きかけます。 |
| ⑤ 地域活動における女性の参画の拡大 | PTA や自治会などの各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民の皆さんは市政に関心を持ち、意見反映の機会や場へ積極的に参画しましょう。
- 事業者は、女性社員の管理職への登用を積極的に進めましょう。

施策2 女性職員・女性教職員の登用促進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|--------------------------------|--|
| ① 職員研修の充実と男女共同参画の視点に立った職務配置の推進 | 市の政策・方針決定過程への女性の参画及び女性職員の管理職への登用を積極的に進めます。女性職員のモチベーションを高め、どの職階においても男女の差なく活躍できるよう、女性職員の職域拡大、職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するほか、職員研修の充実を図ります。 |
| ② 小・中学校における女性管理職の任用 | 女性教職員の管理職任用を働きかけ、学校運営への男女共同参画を図ります。 |



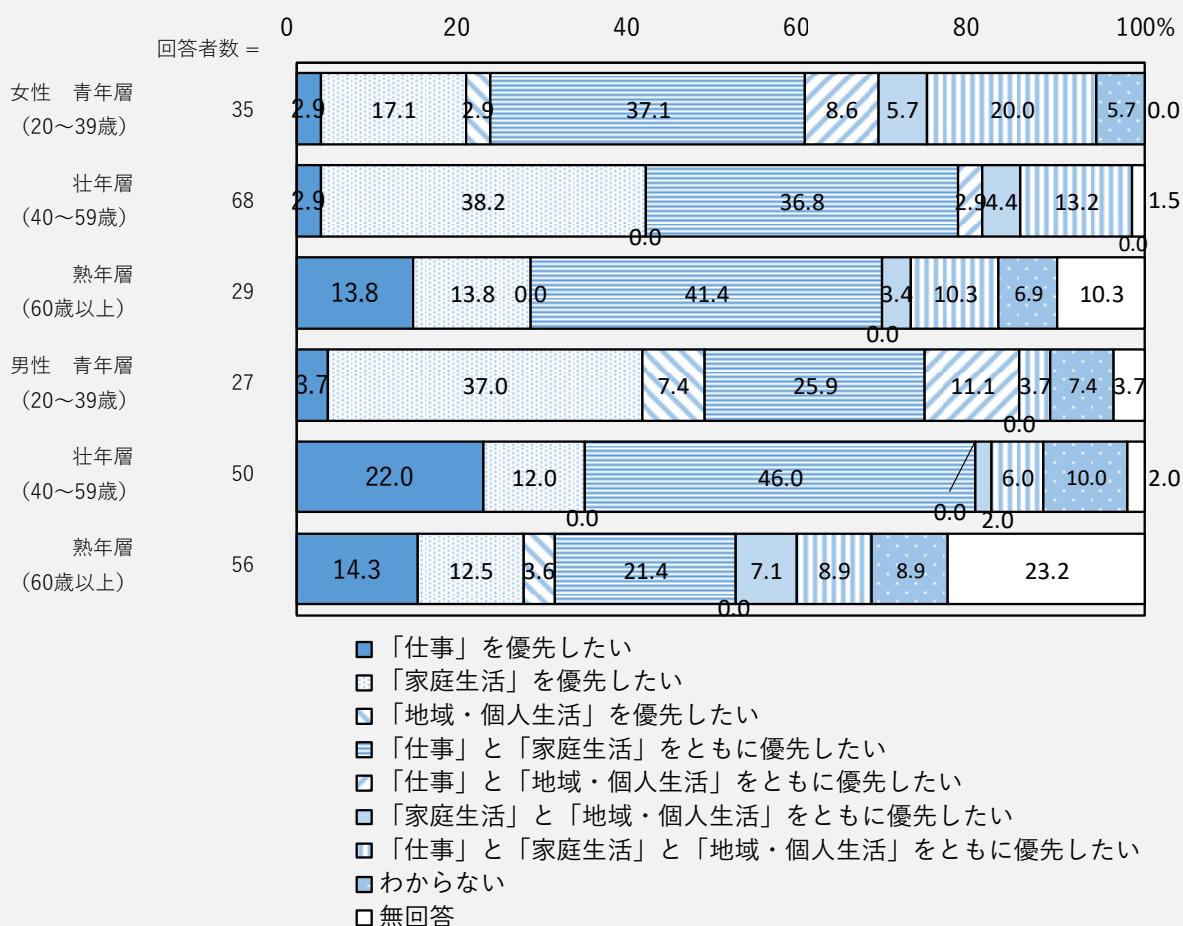
【現状と課題】

<仕事と家庭生活、地域・個人生活の優先度の希望と現実について>

市民意識調査から、仕事と家庭生活、地域・個人生活の希望の優先度を性・年齢層別でみると、女性の熟年層、男性の壮年層で「仕事と家庭生活をともに優先したい」が高くなっています。

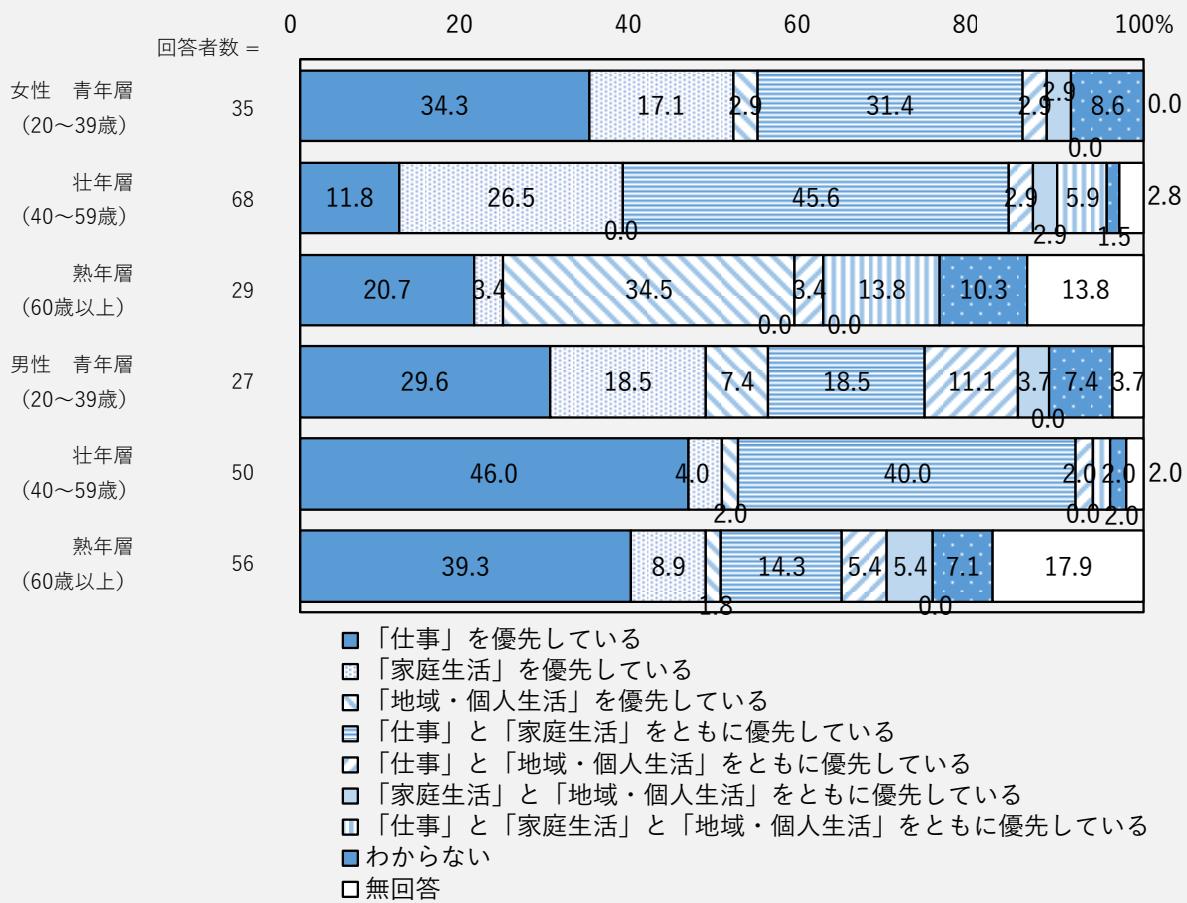
一方で、実際の優先度は、女性の壮年層で「仕事と家庭生活をともに優先している」が、男性の壮年層で「仕事を優先している」が高くなっています。

■仕事と家庭生活、地域・個人生活の希望する優先度



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

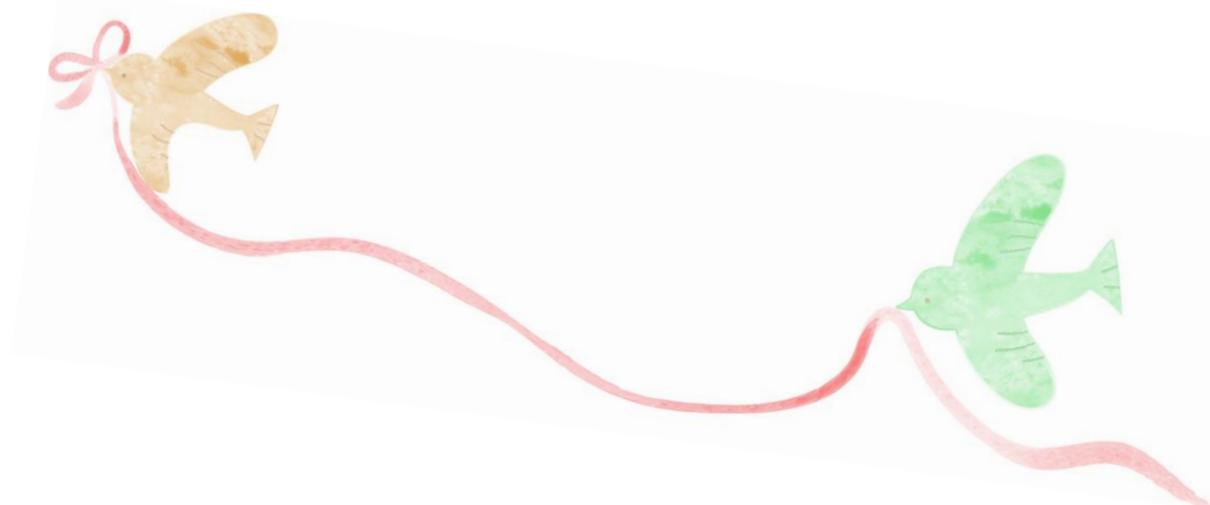
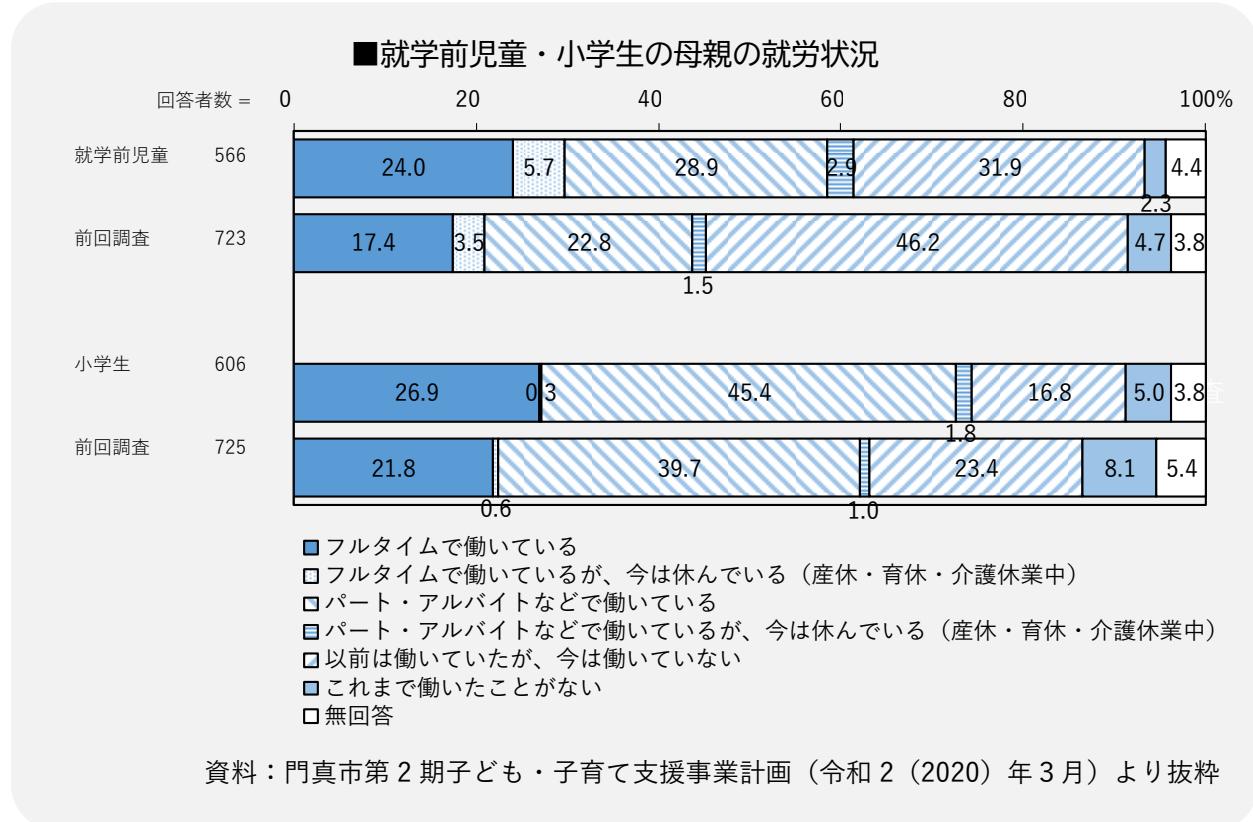
■仕事と家庭生活、地域・個人生活の実際の優先度



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

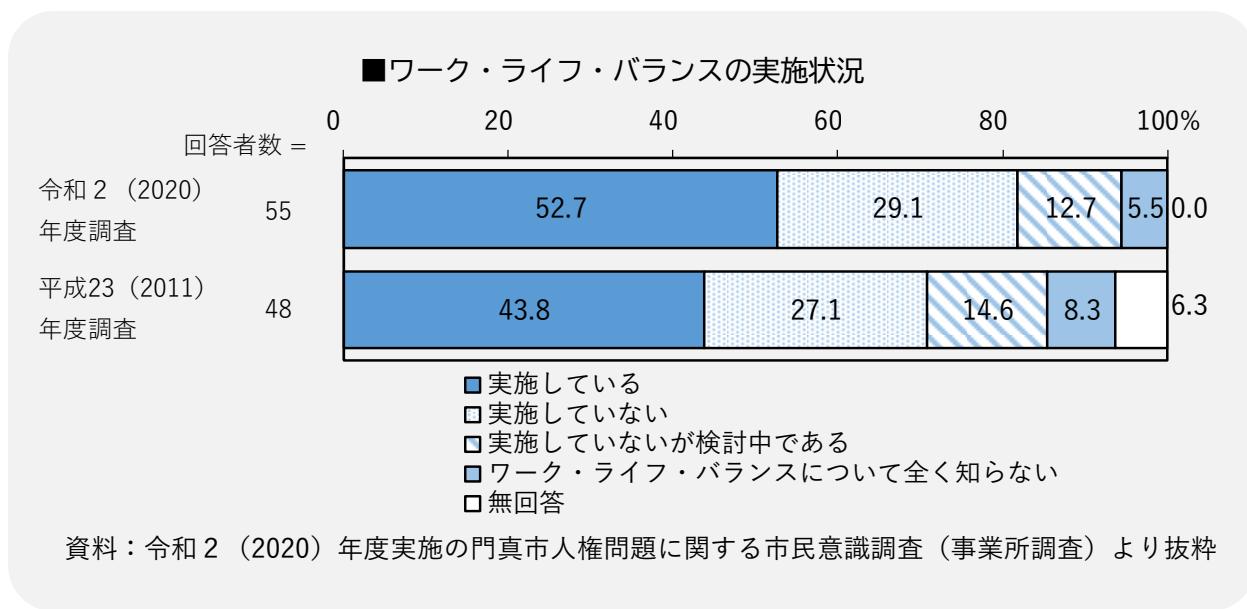
<母親の就労状況>

門真市第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月）によると、就学前児童・小学生の母親ともフルタイムやパート・アルバイトなどで働いている人が増加しています。



<事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実施について>

令和2（2020）年度市民意識調査（事業所調査）から、ワーク・ライフ・バランスの実施状況をみると、「実施している」の割合が52.7%と最も高く、次いで「実施していない」の割合が29.1%、「実施していないが検討中である」の割合が12.7%となっています。平成23（2011）年度調査と比較すると、「実施している」の割合が高くなっています。



施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------|---|
| ① ワーク・ライフ・バランスの啓発 | 仕事と生活の調和は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なため、市民が理解を深められるように、ワーク・ライフ・バランス啓発講座などを開催し、啓発を進めます。 |
| ② 労働時間短縮に向けた啓発 | 事業者に対し、長時間労働などの働き方の見直しをはじめ、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関などと連携し、啓発を進めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、社会生活を充実させていきましょう。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを積極的に行うよう努めましょう。
- ワーク・ライフ・バランスに関する講演会や啓発講座などに積極的に参加しましょう。

施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|---------------------------------|---|
| ① 育児・介護休業制度の普及啓発 | 労働者が育児休業や介護休業などを取得することの理解や協力を得るため、子育て期間中の短時間勤務や子どもの看護休暇、父母ともに育児休業制度を取得する場合の「パパ休暇」や「パパ・ママ育休プラス」などの制度について、関係機関との連携により啓発を進めます。 |
| ② 事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけ | 事業者に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任について認識を浸透させるとともに、育児休業や介護休業制度などの男性の利用促進を働きかけます。 |
| ③ 保育サービスなどの充実 | 共働き世帯などの働く親の仕事と子育てとの両立を支援し、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所における延長保育や一時預かりなどのサービス、病児保育、放課後児童クラブの充実に努めます。 |
| ④ 介護サービスなどの充実 | 介護を必要とする高齢者を抱え、仕事との両立を図ろうとする家庭に対し、介護保険制度に関する情報提供の充実を図り、介護サービスの効果的な提供支援を通じて、介護が個人・家族の責任から社会の責任として定着するように努めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、保育サービスや介護サービスなどについて理解し、活用しましょう。
- 家庭の仕事は、家族みんなで協力し、分担しましょう。
- 事業者は、育児・介護休業制度などを利用しやすいように、環境整備に努めましょう。

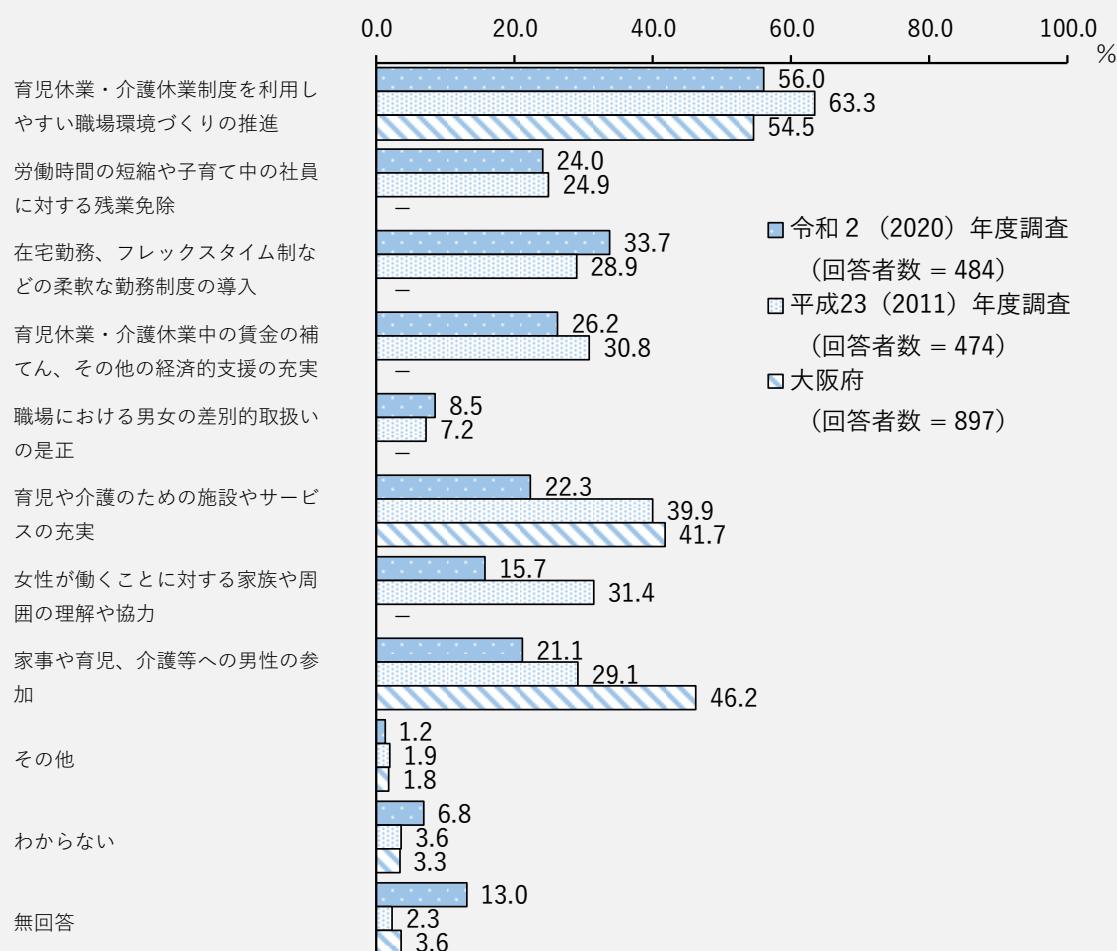
【現状と課題】

<女性が働き続けるために必要なことについて>

平成23（2011）年度調査と比較すると、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」「育児や介護のための施設やサービスの充実」「女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力」「家事や育児、介護等への男性の参加」の割合が低くなっています。

一方で、大阪府と比較すると、「育児や介護のための施設やサービスの充実」「家事や育児、介護等への男性の参加」の割合が低くなっています。

■女性が働き続けるために必要なこと



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策5 多様な働き方への支援の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|---------------------------|--|
| ① 女性の起業や経営、再雇用などの支援 | 就労相談の実施や女性の起業や経営、再就職セミナーなどの情報提供について、大阪府やハローワーク等関係機関との連携・支援に努めます。 |
| ② 育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発 | 事業者に対し、「両立支援等助成金」などの利用について周知し、労働者の就労支援の促進を働きかけます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 起業や経営者をめざす人は、支援制度を積極的に利用しましょう。
- 再就職をめざす人は、就業機会に関する情報を把握し、さまざまな機会をとらえて職業能力の向上に努めましょう。
- 事業者は、再就職をめざす女性を積極的に雇用しましょう。

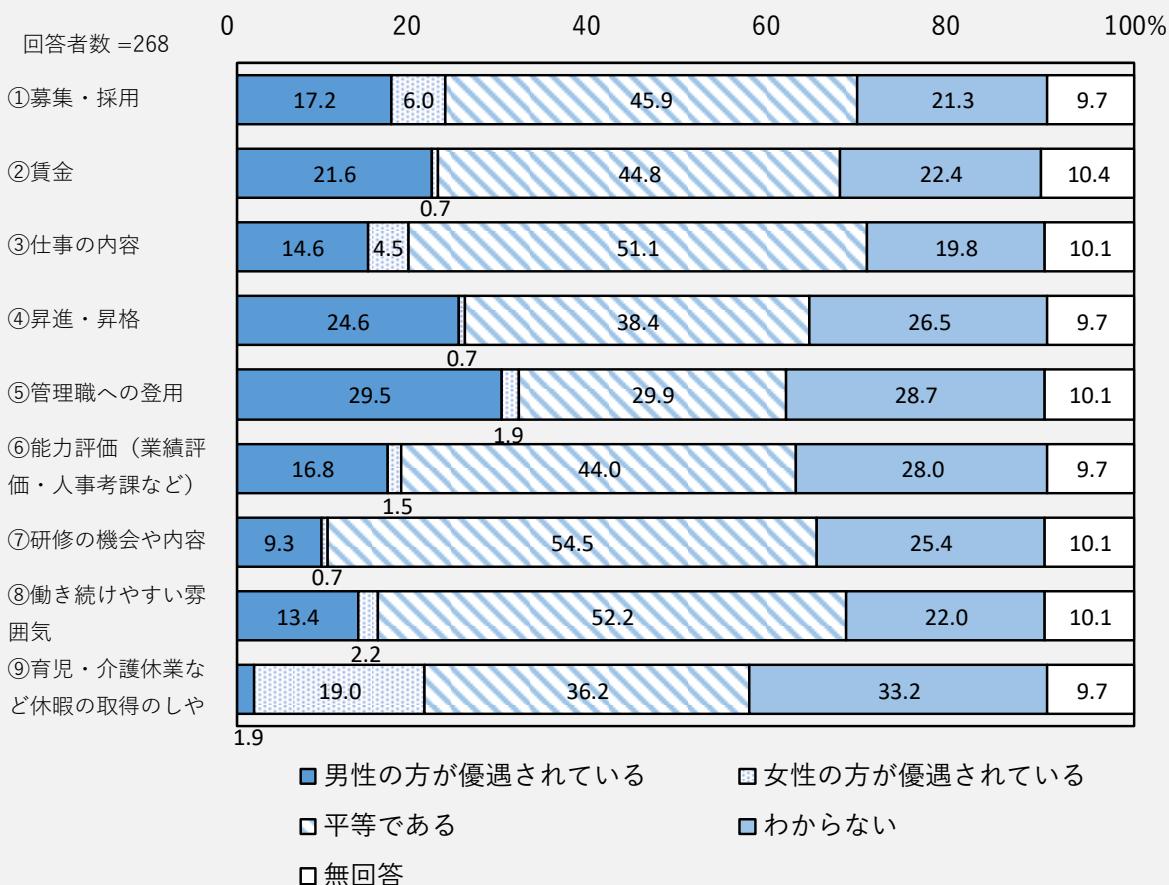
【現状と課題】

<職場において男女格差を感じることについて>

「⑤管理職への登用」「④昇進・昇格」「②賃金」などで「男性の方が優遇されている」が高くなっています。

一方、「⑨育児・介護休業など休暇の取得のしやすさ」で「女性の方が優遇されている」が高くなっています。

■職場において男女格差を感じること



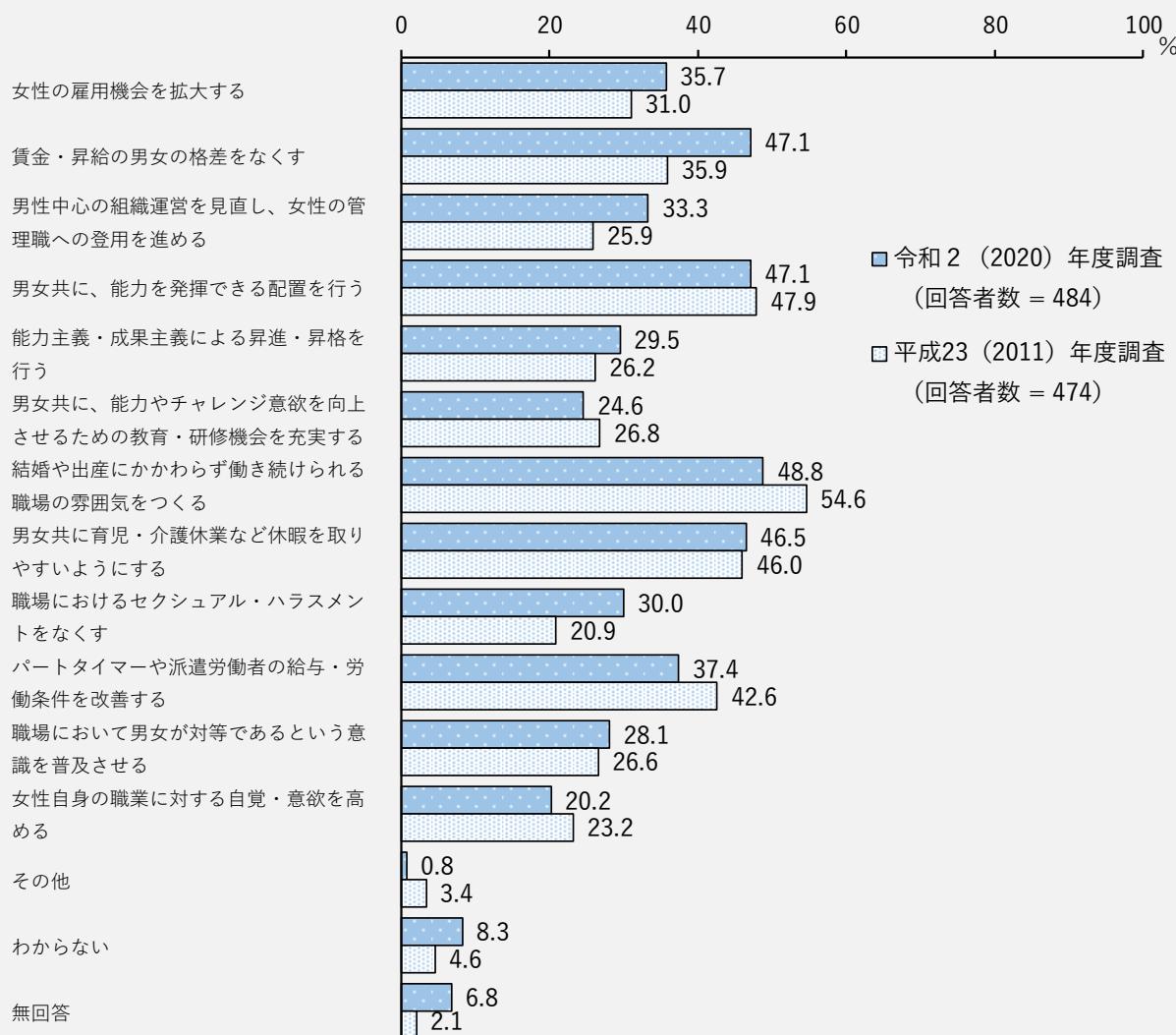
資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<男女の対等な就労促進に必要なことについて>

男女の対等な就労促進に必要なことについて、平成 23（2011）年度調査と比較すると、「賃金・昇給の男女の格差をなくす」「男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進める」「職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくす」が高くなっています。

一方、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」「パートタイマーや派遣労働者の給与・労働条件を改善する」が低くなっています。

■男女の対等な就労促進に必要なこと



資料：令和 2 （2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策6 就労の場における女性の活躍推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------------------|---|
| ① 市民に対する労働関係法令や制度に関する啓発 | 市民に対し、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法令の趣旨や内容について、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。 |
| ② 事業者に対する労働関係法令や制度に関する啓発 | 事業者に対し、男女格差を解消するための雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。 |
| ③ 男女共同参画を実践する企業の実践例などの情報の提供 | 男女共同参画を進める大阪府内や市内の企業の実践例などについて、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。 |
| ④ 企業におけるポジティブ・アクションの促進 | 企業に対し、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの実施について、国や大阪府等関係機関との連携により働きかけます。 |
| ⑤ 女性の商工業や農業などにおける技術・経営管理能力の向上 | 商工業や農業などに従事する女性の技術や経営能力向上のため、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、性別に基づく固定観念にとらわれない労働觀や職業觀を養いましょう。
- 事業者などは、「パートタイム・有期雇用労働法（令和3（2021）年施行）」や「育児・介護休業法（令和4（2022）年施行）」など、労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 事業者などは、女性の職域拡大や男女格差の解消に向けたポジティブ・アクションの取り組みを進めましょう。
- 商工業や農業などに従事する女性は、研修・講座などを活用し、技術力や経営力の向上を図り、積極的に経営に参画しましょう。

基本目標 2

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

男女共同参画社会は、すべての人が性別にとらわれず、お互いに認め合い、尊重しあえる人権尊重・人権擁護の考え方が基本となります。

いまだ根強く残る、固定的性別役割分担意識による行動や選択の制限や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による偏見は、個人の能力や生き方の選択の幅を狭め、自由や尊厳を奪いかねません。

それらを解消するためには、幼少期からの教育、家庭・地域・職場あらゆる環境や立場からの学習や啓発の機会を通して、個人から社会全体へと意識を改革し、男女共同参画社会の実現を推進します。

【目標値を設定する取り組み内容】

| 取り組み内容の指標 | 現状(令和2 (2020) 年度) | 目標 (令和14 (2032) 年度) |
|---------------------------|----------------------|---|
| ① 門真市男女共同参画推進条例の認知率 | 22.4% |  |
| ② かどま男女共同参画プランの認知率 | 16.9% |  |
| ③ 門真市男女共同参画推進条例の事業者責務の認知率 | 45.5% |  |
| ④ 社会通念や慣習などでの男女の地位の平等感 | 8.9% |  |

【現状と課題】

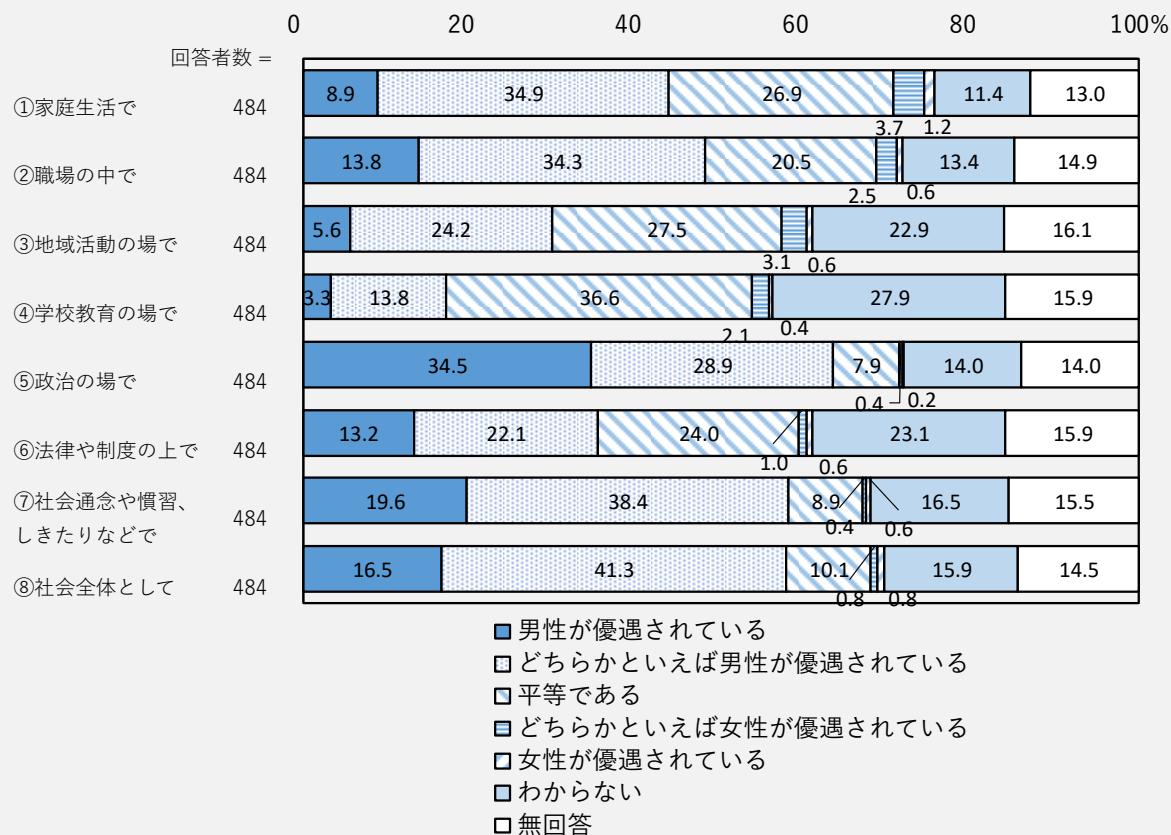
<男女の地位の平等感について>

分野別男女の地位の平等感をみると、「政治の場で」が7.9%で最も低く、次いで、「社会通念や慣習、しきたりなどで」が8.9%、「社会全体として」が10.1%となっており、家庭や職場、地域に比べて、男女の平等感が低くなっています。

また、男性優遇（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）は、政治の場や社会全体、社会通念で高くなっています。さらに、「家庭生活」や「職場」でも男性優遇の回答が高くなっています。

以上から、社会通念や慣習、しきたりなどを男女共同参画の視点で見直すとともに、家庭や職場、地域、学校、政治の場などあらゆる場面で男女共同参画が進むように、男女共同参画の啓発を市民や地域団体、企業などとともに推進する必要があります。

■分野別男女の地位の平等感



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

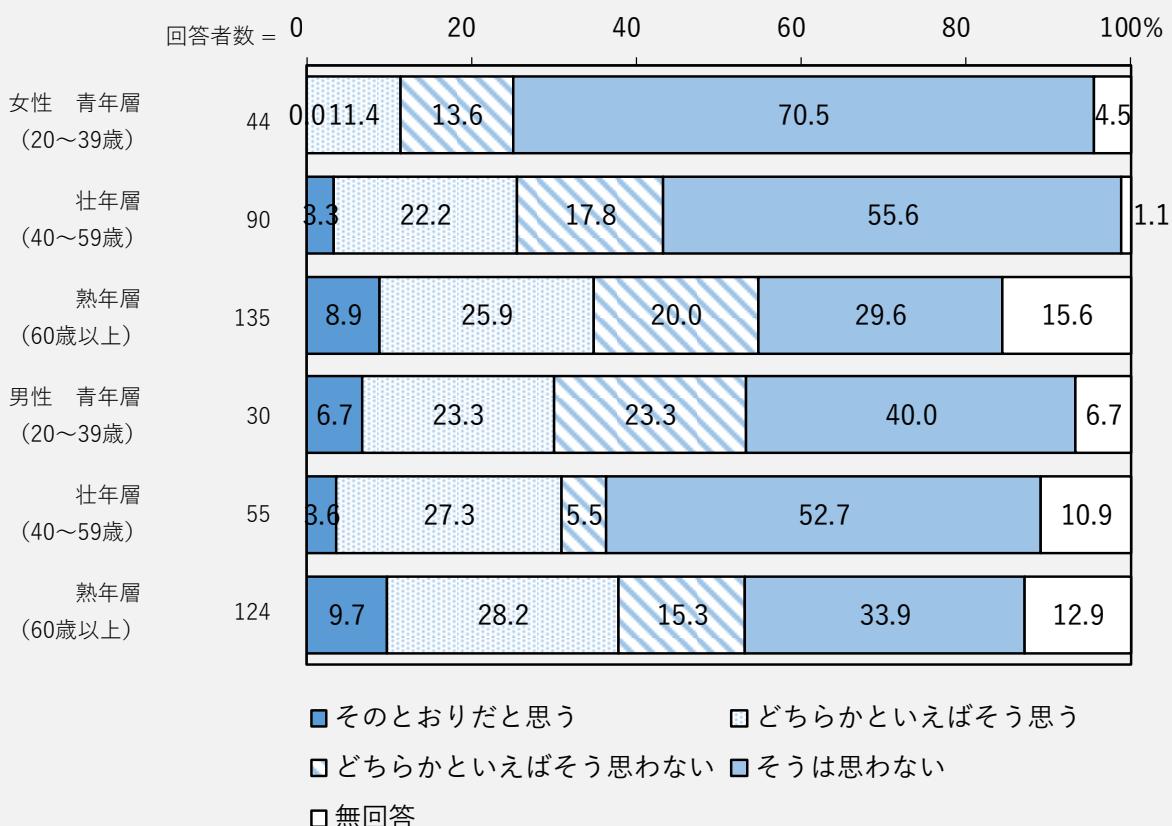
<固定的性別役割分担意識について>

「男は仕事、女は家庭」に対する意識をみると、固定的性別役割分担意識は、いまだ根強く、女性、男性ともに年代が上がるほど、その意識が強くなっています。

また、考え方としては否定しても現実には「男性は仕事に専念し、家庭については主に女性の役割」が多くなっています。性別による役割や行動の制限は、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を妨げることになりかねません。

固定的性別役割分担意識について、市民一人ひとりが理解を深められるように、さまざまな機会を通じて啓発をする必要があります。

■性別・年齢層別 「男は仕事、女は家庭」に対する意識



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

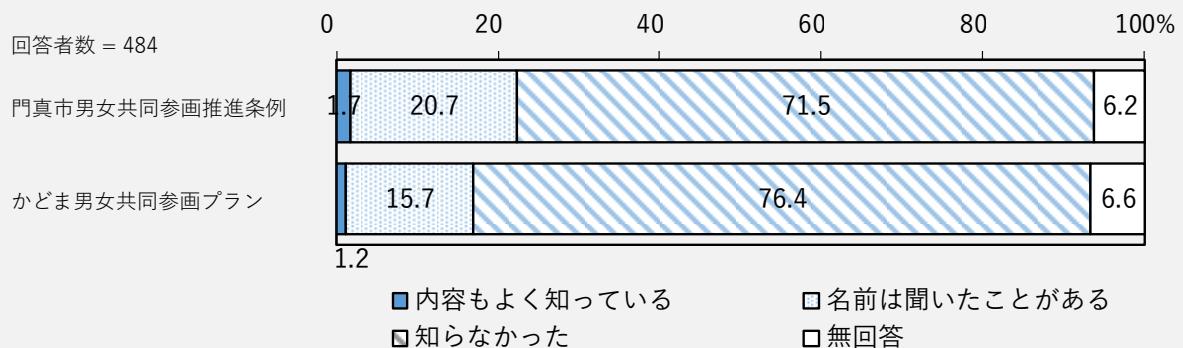
<門真市男女共同参画推進条例やかどま男女共同参画プランの認知状況について>

市民の「門真市男女共同参画推進条例」及び「かどま男女共同参画プラン」の認知状況をみると、「内容もよく知っている」が1%台と極めて低く（条例が1.7%、プランが1.2%）、「名前は聞いたことがある」が15~20%程度で、「知らなかった」は、プランが76.4%、条例が71.5%と高い状況です。

また、事業所の場合、「知っている」は43.8%で平成23（2011）年度の結果から変化は見られません。

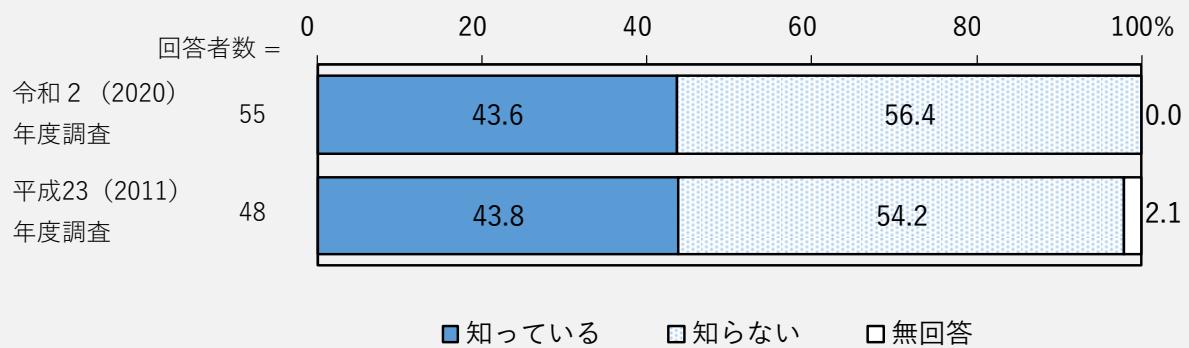
市民や地域団体、事業者などに対して条例や「かどま男女共同参画プラン」について周知を一層進める必要があります。また、男性や子どもなど一人ひとりが、身近な生活の場で男女共同参画について、認識を深めることが重要です。

■市民の「門真市男女共同参画推進条例」、「かどま男女共同参画プラン」の認知状況



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

■事業所の「門真市男女共同参画推進条例」の認知状況



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策7 男女共同参画の理解と共感

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------------|---|
| ① 広報紙などの媒体を通じた啓発の推進 | あらゆる年代や立場の人が男女共同参画への理解を深めるため、広報紙や市ホームページなどの媒体を通じて、門真市男女共同参画推進条例や第3次かどま男女共同参画プランなどの周知・啓発を進めます。 |
| ② 男女共同参画に関する認識を深める機会の充実 | DV 防止啓発講座などを開催し、男女共同参画に関する認識を深める機会の充実に努めます。 |
| ③ すべての人の人権を尊重した表現の推進 | 広報紙や市ホームページ、チラシ、パンフレットなどの媒体において、男女等の人権を尊重した表現の推進に努めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 門真市男女共同参画推進条例や、かどま男女共同参画プランへの関心を持ち、内容に対する理解を深めましょう。
- 男女共同参画に関する講演会や啓発講座などに積極的に参加しましょう。
- 家庭や地域、職場などにおける男女共同参画について、生活の場に即して考えてみましょう。

施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------------------------|--|
| ① 大阪府等関係機関との連携による男女共同参画に関する情報の収集と提供 | あらゆる場面で男女共同参画の意識が醸成されるよう、国や大阪府等関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集や提供に努めます。 |
| ② メディアを活用した男女共同参画の推進 | メディアの発信する内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力の向上を図るため、関係課や大阪府等関係機関などと連携した取り組みを進めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- すべての人にとっての男女共同参画とは何かを、家庭や地域、職場、当事者団体などで話し合いましょう。



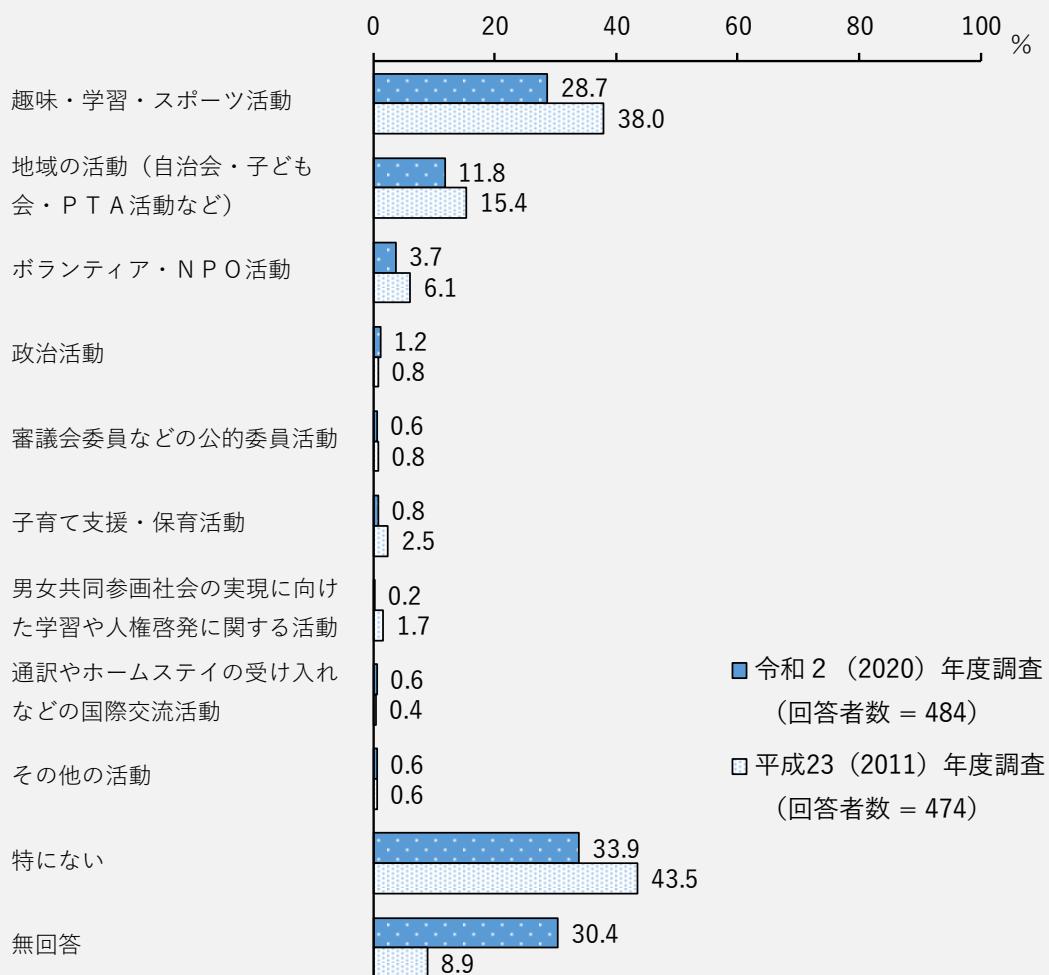
【現状と課題】

<現在参加している地域活動などについて>

現在参加している地域活動では、平成23（2011）年度調査と同様に「趣味・学習・スポーツ活動」が最も高くなっています。

市民意識調査から、現在参加している地域活動などをみると、全体の約36%（全体から「特ない（33.9%）」、「無回答（30.4%）」を除いた割合）が何らかの地域活動に参加しています。

■現在参加している地域活動



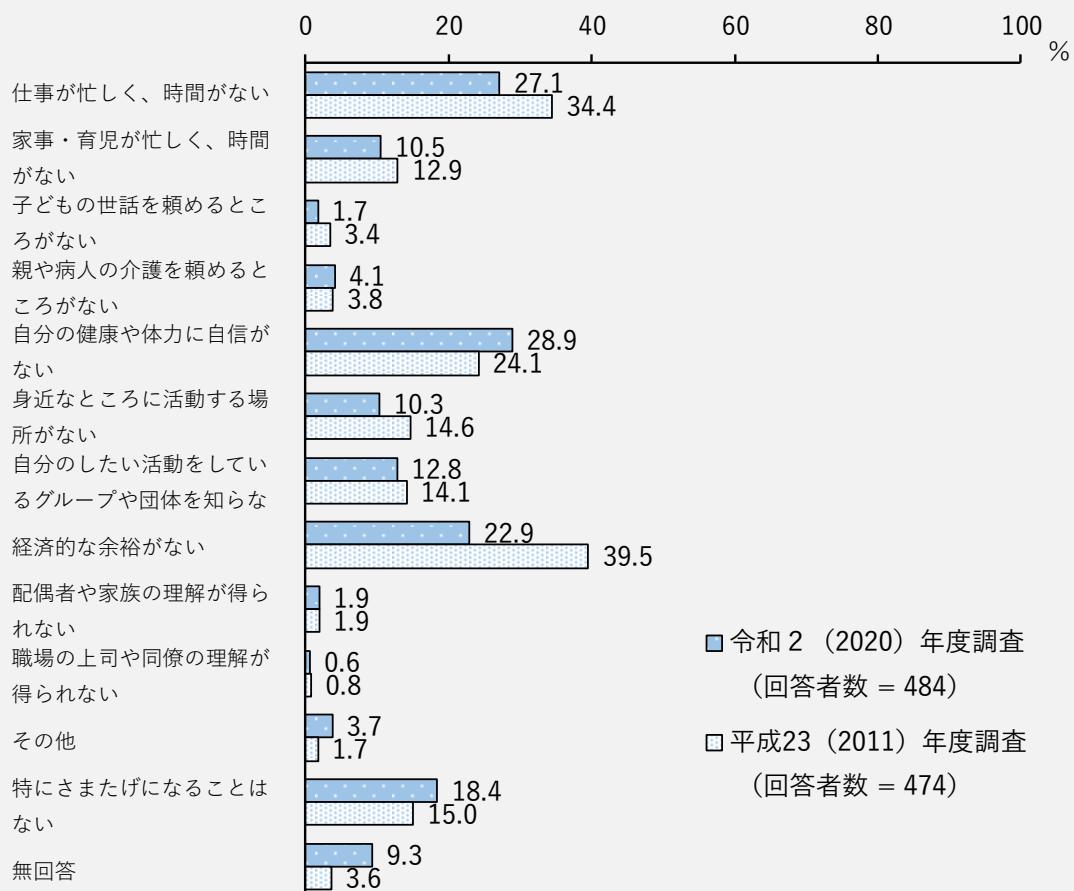
資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<地域活動などに参加する上で支障になることについて>

地域活動などに参加する上で支障になるとみると、「自分の健康や体力に自信がない」が 28.9% で最も高く、次いで、「仕事が忙しく、時間がない」が 27.1%、「経済的な余裕がない」が 22.9% などとなっています。平成 23（2011）年度調査結果と比較すると、上位 3 位は変わらないものの、平成 23（2011）年度調査で第 1 位の「経済的な余裕がない」が令和 2（2020）年度調査では第 3 位になるなど、順位は変化しています。

性別や年齢による違いはありますが、男女がともに地域活動などに参加できる労働条件の改善はもちろん、身近な地域で男女が世代を超えて交流や学習などができる場や機会の確保が必要です。

■地域活動などに参加する上で支障になること



資料：令和 2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

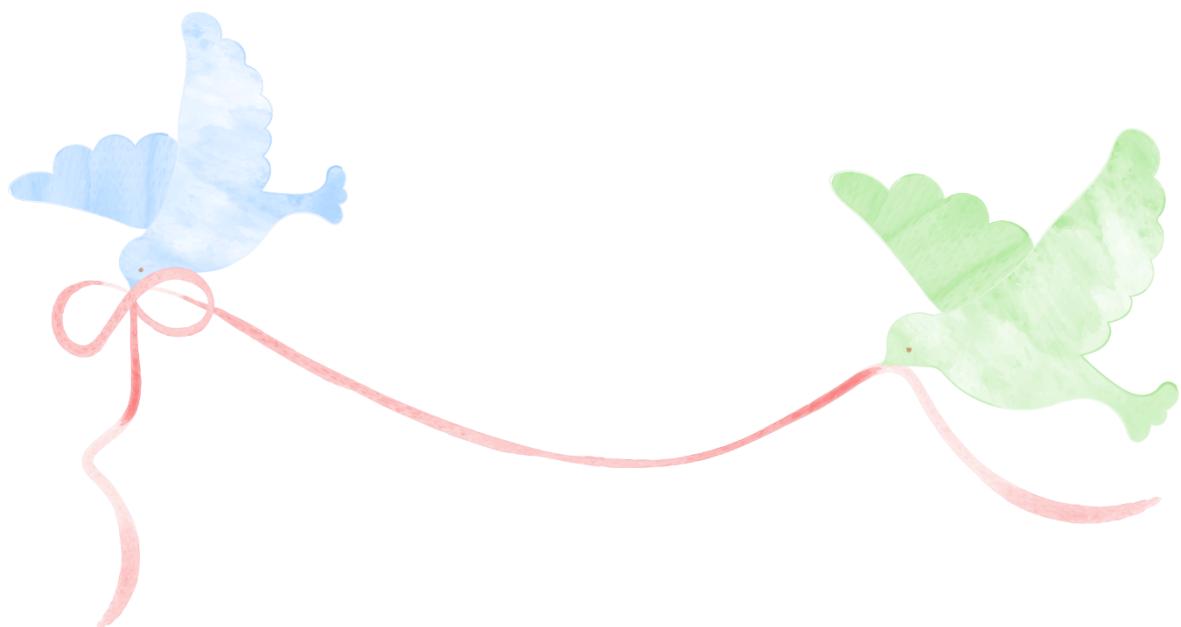
施策9 地域団体・企業などと一体となった啓発の促進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|---------------------|---|
| ① 地域団体、企業などに対する働きかけ | 地域団体や企業などに対し、固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しについての啓発や人権尊重について考える研修など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されるように働きかけます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 家庭や地域、職場などで固定的性別役割分担意識に基づく格差や慣習などが残っていないか点検し、解消に向けて取り組みましょう。
- 事業者は、男女共同参画社会の実現に向けた研修や啓発活動などを実施しましょう。



施策10 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|--------------------------------|---|
| ① 高齢者の地域における活動の促進 | 高齢者がボランティアなどに参加しやすいように、門真市シルバー人材センターや老人クラブ連合会などを通じて、身近な地域でのボランティア体験や活動などができる体制づくりに努めます。 |
| ② ボランティア活動の促進 | 誰もがともに地域活動に参加できるように、ボランティア講座やボランティアフェスティバルの開催などを支援し、活動の周知・啓発を図ります。 |
| ③ 防犯に対する男女共同参画の促進 | 安全で安心なまちづくりにおける男女共同参画の促進を図ります。 |
| ④ 地域における子育て支援活動などに対する男女共同参画の促進 | 子育て家庭が地域で孤立しないように、また、親子が安心していきいきと生活ができるように、子どもの成長や子育てを支援する活動に対し、男女共同参画を促進します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、地域の課題に目を向け、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 校区福祉委員会などは、世代を超えて男女共同参画を促進するため、交流や活動などに積極的に取り組みましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献としてボランティア休暇制度や企業ボランティア活動などに取り組みましょう。

施策 11 市民、団体などの地域活動に対する支援

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------------------|---|
| ① 女性団体に対する支援 | 地域活動の中で女性の意思決定の場への参画を促進するため、女性リーダーの養成と女性団体に対する支援を行います。また、関連団体同士のネットワーク化を促進します。 |
| ② ボランティア活動・NPO活動の促進 | ボランティア活動やまちづくり活動を行う団体への男女共同参画を促進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。 |
| ③ 地域コーディネーターの人材発掘・育成 | 地域活動の活性化を図るため、地域団体や企業などとの連携をより一層深め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域でコーディネーターを発掘し、育成することで地域力の強化を図ります。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- ボランティア団体や NPO は、相互に連携・協力し、地域の課題やまちづくりに積極的に関わりましょう。

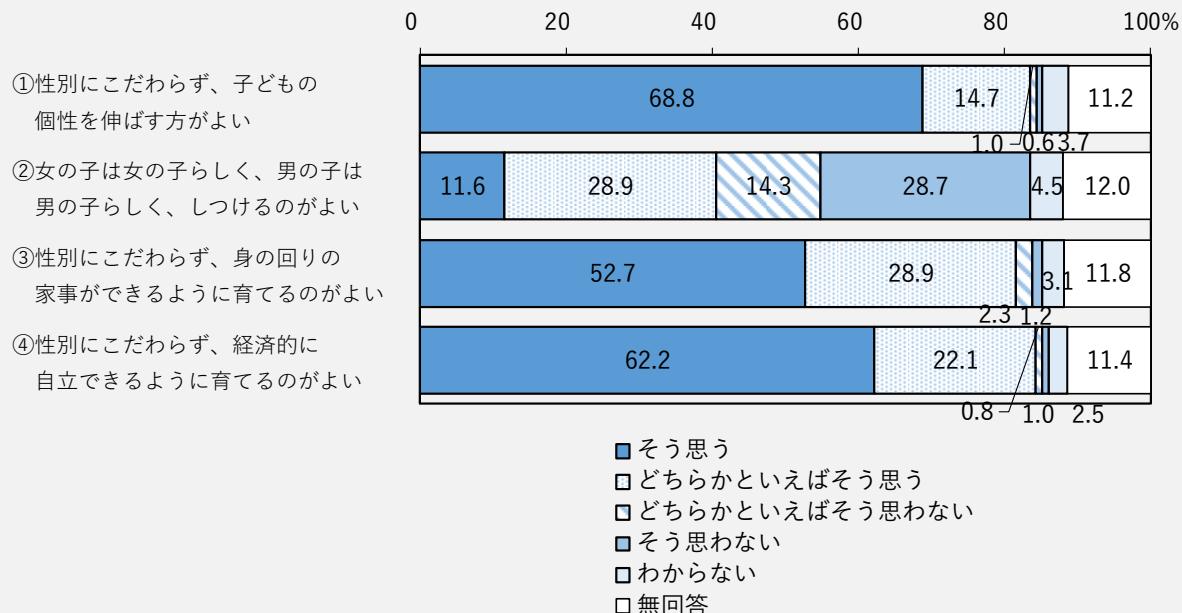
【現状と課題】

<子育てに対する考え方について>

子育てに対する考え方についてみると、「性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい」に賛同する（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）人が 84.3%、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」が 83.5%、「性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい」が 81.6%となっています。

次代を担う子どもたちが、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの可能性を伸ばし多様な生き方の選択ができるよう、教育・学習環境を整えていくとともに、保護者の固定的性別役割分担意識の改革も必要です。

■子育てに対する考え方について

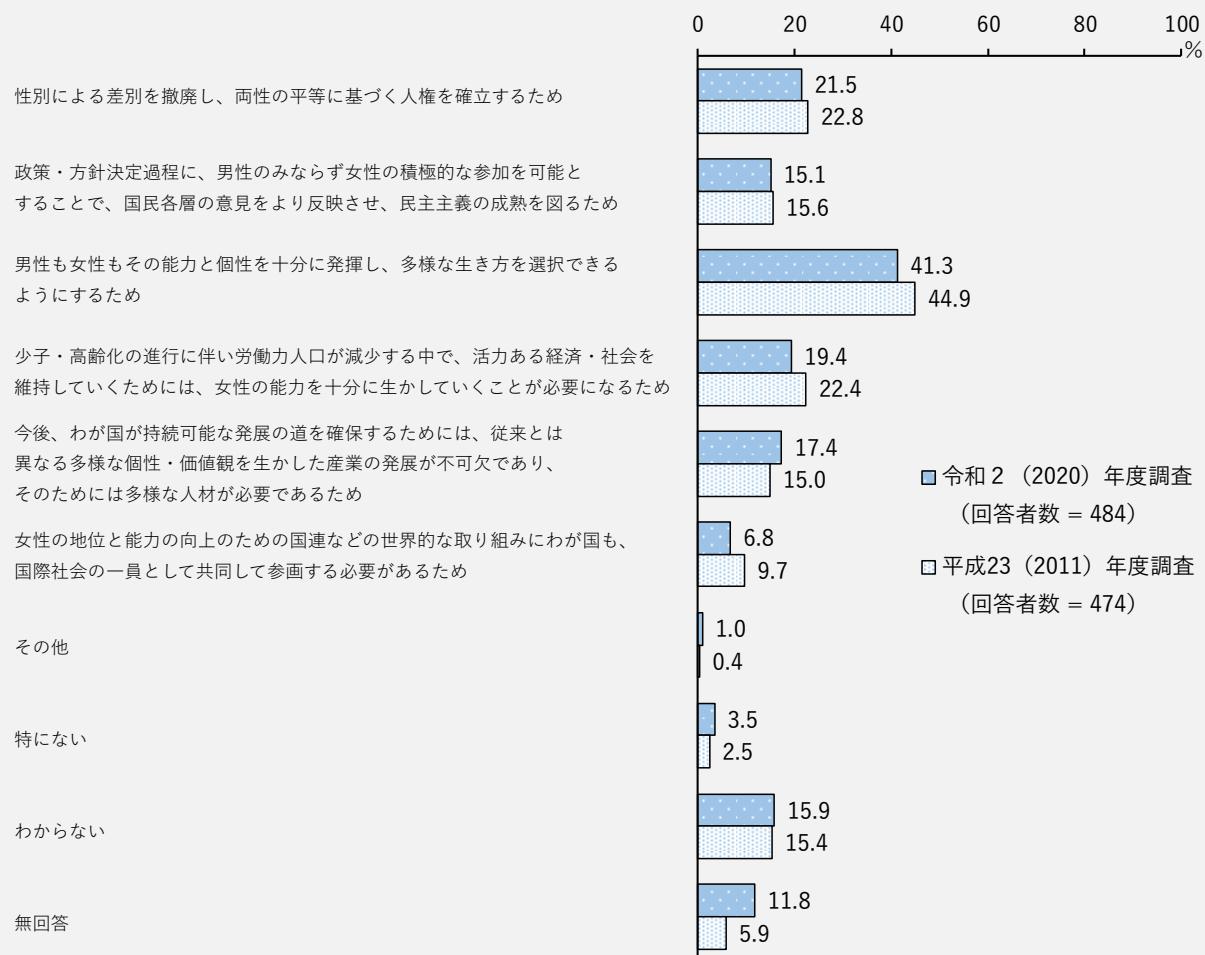


資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<男女共同参画社会の形成が必要な理由>

男女共同参画社会の形成が必要な理由をみると、「男性も女性もその能力と個性を十分に発揮し、多様な生き方を選択できるようにするため」が41.3%と最も高く、次いで「性別による差別を撤廃し、両性の平等に基づく人権を確立するため」が21.5%、「少子・高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中で、活力ある経済・社会を維持していくためには、女性の能力を十分に生かしていくことが必要になるため」が19.4%となっています。平成23(2011)年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

■男女共同参画社会の形成が必要な理由



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策12 保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------------|---|
| ① 男女共同参画意識を育む保育の推進 | 保育所において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする保育を進めます。 |
| ② 保育所職員研修の充実 | 保育所職員に対し、男女共同参画の視点に立った保育が進められるよう、研修を充実します。 |
| ③ 男女共同参画意識を育む教育の推進 | 幼稚園や学校において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。また、性別にとらわれず、主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を進めます。 |
| ④ 幼稚園・学校教職員研修の充実 | 幼稚園・学校教職員に対し、男女共同参画の視点に立った教育が進められるよう、研修を充実します。 |
| ⑤ 性別にとらわれないキャリア教育の推進 | 一人ひとりの子どもたちが、ワークキャリアのみならず、ライフキャリアを含めた将来の自立をめざして自分たちの生き方を見つけることができるよう、小・中学校の系統的なキャリア教育を実施するとともに、日々の授業においても、キャリア教育の視点を大切にした教育活動を推進します。 |
| ⑥ 保護者に対する男女共同参画社会の啓発の推進 | 保育所や幼稚園、学校などにおける男女共同参画や子どもにとっての男女共同参画などについて、PTA活動の中で理解を深められるよう啓発するとともに、男女共同参画の視点に立った保護者会活動などへの働きかけを進めます。また、男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、啓発を進めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 家庭や地域では、「男の子だから」「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 男女共同参画の視点で、保護者会活動などが運営されているか意識するとともに、研修会などを企画し、保護者への参加を働きかけましょう。

施策 13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------------------------------|---|
| ① エンパワーメントやチャレンジのための能力開発や学習機会の充実 | 誰もが個性と能力を發揮できるよう意識啓発を行うとともに、能力開発や技術の向上のための講座など学習機会の提供の充実に努めます。 |
| ② 男性の家庭生活や地域活動への参加を促進する機会の充実 | 子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが子育てや介護、料理などが必要になったときにも困らないように、知識や技術習得のための講座や教室などを開催します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 性別にかかわらず、すべての分野に積極的に参画できるよう理解を深め、知識や技術の向上を図りましょう。
- 性別にかかわらず、家庭生活や地域活動などへの積極的な参加を進めましょう。
- 地域団体などにおいて、ライフステージごとに男女共同参画に関する身近なテーマについて話し合いましょう。

基本目標3

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

すべての人が生涯を通じて健康であり続けるためには、身体的性差について理解し合うことが大切です。特に女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への尊重と配慮が必要です。

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による心身の健康や経済への影響は、女性へと大きく降りかかり、ひとり親家庭や単身、高齢世帯の女性など、より貧困等の問題を抱えやすい人へは、就業や住まいの確保などの支援が急務となっています。さらに、社会的困難を受けやすいとされる、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、在住外国人等へは、必要に応じた個別支援や周囲の理解促進が必要であり、庁内関係課や関係機関、地域住民、NPO等と課題を共有し、連携できる体制を整え、重層的な支援を強化していきます。

また、地域活動における男女共同参画を推進することで、多様な地域住民が安心して暮らし、活躍できる地域共生社会を実現します。そのためには、地域のさまざまな課題解決に向けた決定過程への女性リーダーの登用や育成が必要です。特に、災害時は女性の置かれている状況がより厳しくなる傾向が見られるため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策に取り組んでいきます。

【目標値を設定する取り組み内容】

| 取り組み内容の指標 | 現状(令和3 (2021) 年度) | 目標 (令和14 (2032) 年度) |
|-------------------------|------------------------------------|---|
| ① 市・乳がん、子宮がん検診の受診率の向上 | 乳がん：4.9% 子宮がん：9.3% |  |
| ② 市・胃がん、大腸がん、肺がんの受診率の向上 | 胃がん：1.2% 大腸がん：6.5% 肺がん：10.4% |  |

【現状と課題】

<死因や要介護等認定の原因疾病の男女の違いについて>

高齢化の進行に伴い、がんによる死亡が増加していますが、全国の令和2（2020）年のがんによる死亡数は、女性が157,396人、男性が220,989人で、男性が多くなっています。

また、部位別に上位をみると男女ともに「肺」が1位で、次いで、女性は「膵臓」「結腸」「乳房」「胃」「肝臓」など、男性は「胃」「膵臓」「結腸」「肝臓」「前立腺」などとなっています。

■性別・主要部位別がん死亡数（単位：人）

| 性別 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 総数 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 女性 | 肺 | 膵臓 | 結腸 | 乳房 | 胃 | 肝臓 | 157,396 |
| | 22,338 | 18,797 | 18,239 | 14,650 | 14,548 | 8,568 | |
| 男性 | 肺 | 胃 | 膵臓 | 結腸 | 肝臓 | 前立腺 | 220,989 |
| | 53,247 | 27,771 | 18,880 | 17,965 | 16,271 | 12,759 | |

資料：人口動態統計 2020年

男女が心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯を通じた健康管理が必要です。特に女性は妊娠や出産の機会があり、女性特有の健康に関する問題にも直面するため、身体と性の健康に関する正しい知識を持つとともに、男性も女性の性と生命を尊重する意識を高める必要があります。しかしながら、市民意識調査にも見られたように、女性の人権に対する尊重意識が低い状況にあります。

また、全国的に青少年の飲酒や喫煙、薬物などの健康を損なう問題や子どもの食生活の乱れなどの問題もあり、幼少期からの性と生命を大切にする教育や食育の取り組み、生活習慣の確立などが重要な課題となっています。

第2次プランからの課題では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念の認知度を高め、各世代における健康づくりが必要となっています。

施策 14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する啓発 | 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の正しい概念について広報紙や市ホームページなどを活用し、周知・啓発に努めます。 |
| ② 性の尊重に関する教育の推進 | 性と生殖に関して健康であることの重要性や性感染症、HIV／エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を進めます。 |
| ③ 健康に関する啓発 | 健康に関する啓発について、生活習慣病予防教室や骨粗しょう症予防教室などを開催し、広報紙や市ホームページなどを活用し、市民が受講しやすい内容に努めます。 |
| ④ 飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策などの推進 | 医師会や保健所などの関係機関、学校、家庭、地域などとの連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策に努めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）やHIV／エイズ、性感染症などについて、正しく理解しましょう。
- 飲酒や喫煙、薬物など健康を脅かす問題について、正しく理解しましょう。

施策15 生涯各期に応じた健康対策の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------------------|---|
| ① 妊娠や出産などに関する健康支援 | 飛び込み出産の防止や妊娠高血圧症候群、貧血の早期発見など、妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の周知と受診の促進を図ります。また、相談や乳幼児健診、訪問活動など、母子の健康の保持・増進を図ります。 |
| ② 乳幼児期からの食育の推進 | 健康づくりの基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築、家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性について、総合的な食育の推進を図ります。 |
| ③ 成人・高齢期における健康づくりの推進 | 死因や要介護認定の原因疾患の男女の違いなどを踏まえ、がん検診の受診や疾病に関する正しい知識の啓発を進めます。また、心の健康相談の充実に努めます。 |
| ④ 健康づくりを意識した運動習慣の促進 | 生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣づけをめざし、啓発を行うとともに、年代や体力に応じたスポーツ活動を促進します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 妊娠・出産期の女性の心身の理解や育児の知識を身につけるための教室に男性も積極的に参加しましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診断などを進んで受けましょう。
- 健康に不安や悩みを持ったときは、かかりつけ医や保健福祉センターなどで早い時期に相談や診察を受けましょう。
- 地域での健康づくりや介護予防、スポーツ活動などに参加し、自分に適した活動に継続して取り組みましょう。

【現状と課題】**<さまざまな困難を抱える人を取り巻く環境について>**

門真市では生活保護受給世帯数が年々増加し、府内でも生活保護受給率が高くなっています。ひとり親家庭や高齢者、在住外国人、障がいのある人などが、働く意欲を生かして経済的にも自立した生活を送ることができる必要があります。

また、世帯規模の縮小や地域のコミュニティ意識の希薄化など、家族や地域の相互扶助機能が低下している中で、さまざまな困難に直面し支援を必要とする人に対応したセーフティネットの再構築が必要です。

それらの困難な状況から派生する子どもの貧困対策について門真市では、平成29(2017)年10月より、支援を必要とする家庭の発見から支援の実施・見守りまでをサポートする「子どもの未来応援ネットワーク事業」を開始し、地域での子どもの見守り活動等を実施しています。

また昨今、社会問題となっているヤングケアラー等の支援に向けて取り組んでいます。

これらの困難の解決に向けて、府内関係課や関係機関、地域団体、NPOなどと連携し、それぞれの希望や抱えている問題に対応した相談や支援の充実を進めています。

施策 16 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------------------|--|
| ① ひとり親家庭に対する支援 | ひとり親家庭の多様な相談等に対応し、自立支援を計画的に推進します。 |
| ② 高齢者に対する支援 | 介護保険サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。 |
| ③ 障がいのある児童に対する支援 | 障がいのある子どもが、地域で社会の一員として主体的に生きる力を高められるように、関係機関などと連携し、ライフステージに合った支援を推進します。 |
| ④ 障がいのある人に対する支援 | 障がい福祉サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。 |
| ⑤ 生活が困窮している人に対する自立支援 | 生活が困窮している人への相談や指導・助言を行い、自立に向けた支援に努めます。 |
| ⑥ 就労困難者に対する就労支援 | ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人など、就労が困難な人の就労を促進するため、ハローワーク等関係機関と連携し、就労機会の確保・拡大に努めます。 |
| ⑦ 小地域ネットワーク活動の推進 | 地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など支援を必要とする人々が住み慣れたまちで安心して生活できるように、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いの取り組みを行う「小地域ネットワーク活動」を推進し、地域力の強化を図ります。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 校区福祉委員会や自治会などで、地域で支援を必要とする人の把握や見守り活動などを進めましょう。
- ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人などが経済的に自立し、また、生きがいを持って働くよう、事業者などは訓練や就業の機会の提供に積極的に協力しましょう。

施策 17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------------------|---|
| ① 情報提供の充実 | ひとり親家庭の母や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、生活情報や行政サービス情報などを提供します。 |
| ② 相談体制の充実 | ひとり親家庭の母や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、また、人権侵害などの事象に総合的に対応できるように、関係課や関係機関との連携強化を図ります。 |
| ③ 複合的な課題に関する対応 | さまざまな複合的な課題を抱えた家庭の悩みや困難を解決するため、関係課や関係機関などとの連携による対応の充実を図ります。 |
| ④ 感染症等によるさまざまな困難への支援 | 感染症等に伴い、経済的困窮などに陥った女性へ、生理用品の配布や物資の支援、相談体制の充実を図ります。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 地域に居住するひとり親家庭の母や障がいのある女性、外国人女性などが日常的な困りごとが見受けられる場合、民生委員児童委員をはじめ自治会長などは、市役所への情報提供に協力しましょう。
- 在住外国人が生活情報や行政サービスなどを受けることができるよう、市役所との橋渡しや外国語ボランティアに協力しましょう。

【現状と課題】

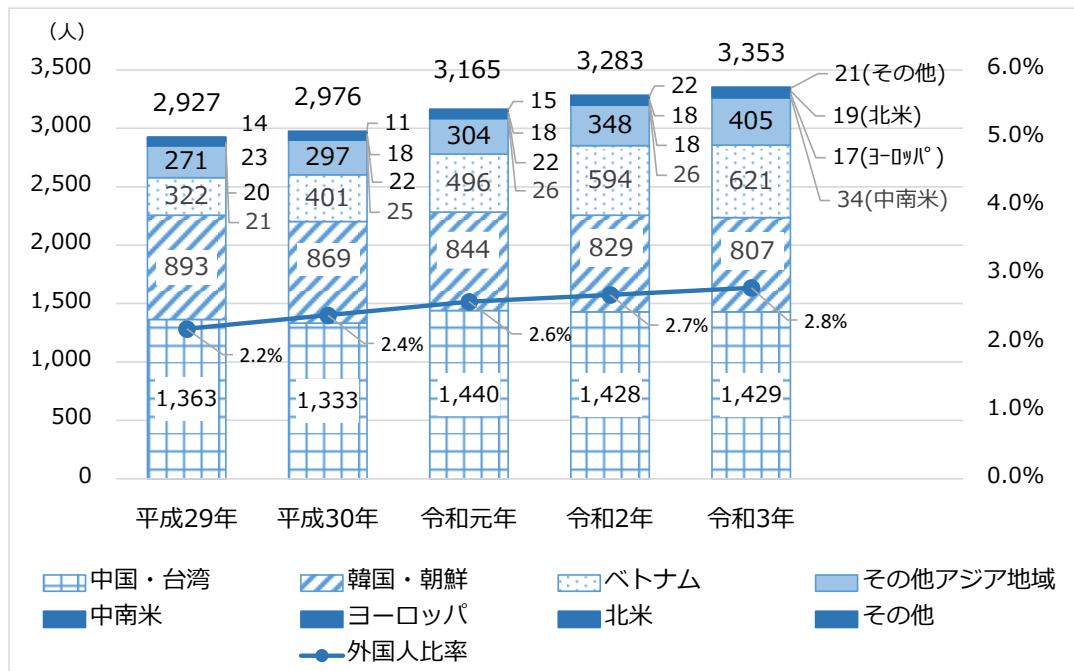
<性の多様性について>

令和元（2019）年に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、令和2（2020）年から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、大阪府内在住の性的マイノリティの人人がお互いをパートナーとして公に宣言することや、府営住宅の入居資格要件の拡大など徐々に整備が進められています。

<門真市の外国人の推移について>

門真市の外国人登録人口は増加傾向にあり、中国・台湾国籍の人が最も多く、次いで韓国・朝鮮国籍の人が多くなっています。また、ベトナム国籍の人は特に増加傾向にあります。国際化が進展する一方、生活習慣の違いから生じるトラブルもあり、相互理解を図る上で、日常生活におけるルールの理解などを促進するとともに、相談対応の充実を図る必要があります。第2次プランからの課題では、在住外国人への理解や暮らしやすい環境の整備が必要となっています。

■外国人登録人口の推移（再掲）



資料：各年門真市統計書

備考：朝鮮には北朝鮮を、中国には香港・マカオをそれぞれ含む。

施策 18 性の多様性の尊重と理解促進や支援

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|--------------------|--|
| ① 性の多様性の尊重と理解促進や支援 | 多様な性のあり方を尊重し、当事者の人権保護と周囲の理解促進に努めます。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知や、人権講座等を通じた啓発を進めます。 |
| ② 人権尊重意識を高める機会の充実 | 人権講座などを開催し、人権尊重意識を高める機会の充実に努めます。また、性の多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努めます。また、学校教育において、性の多様性についての理解を深めるため、ゲストティーチャーを招いた人権学習に取り組みます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民一人ひとりが人権について考え、さまざまな人権課題への理解を深めましょう。
- 性の多様性など人権に関する講演会や啓発講座などに、積極的に参加しましょう。



施策 19 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|------------------------|--|
| ① 生活情報や行政サービス情報などの提供 | 在住外国人が安心して子育てや日常生活を送ることができるよう、さまざまな生活情報や行政サービス情報などの提供を進めます。 |
| ② 窓口におけるコミュニケーション支援の充実 | 在住外国人のさまざまな相談に適切に対応できるように、外国語ボランティアとの連携を強化し、職員の相談対応力の向上に努めます。 |
| ③ 在住外国人の地域活動への参加促進 | 在住外国人が地域の一員として、防犯・防災や福祉活動、まちづくりなどの活動に積極的に参加できるように、環境整備に努めます。また、識字・日本語教室推進事業などを推進します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、外国語ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 国籍や性別に関係なく、相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。
- 分かりやすい言葉や表現に言い換えた「やさしい日本語」を使用していきましょう。
- 市民や地域団体は、地域で在住外国人が孤立しないように、生活情報をはじめ、行政サービス情報の提供に協力しましょう。
- 地域団体などは、在住外国人に地域活動への参加を働きかけ、顔の見える関係を築き、ともに暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

施策 20 多様な文化への理解と交流の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-----------------------|---|
| ① 国際理解教育の推進 | 多文化共生の観点から、門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、幼稚園や学校などにおいて、在日外国人教育、国際理解教育を進めます。 |
| ② 多文化に対する理解を促進する教育の充実 | 多文化への理解を深めるため、市内在住の中学生に対し、国際交流などの機会を提供します。また、中学生英語プレゼンテーションコンテストなどを実施します。 |
| ③ 国際交流活動の促進 | 多様な文化を持つ市民が参画できる、国際交流活動のための取り組みを促進します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、多文化への理解を深めるとともに、他国の男女共同参画の状況にも関心を持ちましょう。
- 文化の違いを認め合い、みんながともに楽しく暮らせるまちにしましょう。

方針3-4

防災活動や災害時における男女共同参画の推進

【現状と課題】

<防災活動や災害時における男女共同参画の推進について>

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが必要です。

女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必要不可欠であるとともに、地域の防災活動に女性が積極的に参画し、女性の視点に立った災害対応を行うことは、地域の防災力向上につながります。

施策21 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------------|---|
| ① 防災活動や災害時における男女共同参画の促進 | 災害時には平常時での性別役割分担意識が大きく反映され、女性がより困難な状況に置かれることが懸念されます。日頃から男女共同参画の視点を持った防災・災害活動の促進を図ります。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、地域の課題に目を向け、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 市民は、防災訓練や防災講話などに積極的に参加しましょう。また、避難場所の確認や非常持ち出し袋を準備しましょう。
- 市民は、非常時での性別ごとの必需品について把握をしましょう。また、すべての人が避難所でも快適に過ごせるよう考えましょう。
- 校区福祉委員会などは、世代を超えて男女共同参画を促進するため、交流や活動などに積極的に取り組みましょう。

基本目標 4

あらゆる暴力の根絶と被害者支援（DV防止法関連）

DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪行為でもあります。このような暴力は被害者の自尊感情を失わせ、その後の人生に深刻な影響を及ぼし、貧困等のさまざまな困難につながることもあります。

また、昨今は「AV 出演強要」「JK ビジネス」「デート DV」などの若年女性を狙った性犯罪や、インターネットや SNS の普及により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象とした表現の氾濫、性的な画像や動画を本人の同意なくインターネット上に公開する「リベンジポルノ」といった新たな性被害のケースが増加しています。

このような性差に基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、若い世代への教育や啓発、企業や教職員へはセクシュアル・ハラスメント研修等を実施し、被害者へは安心して相談できる支援体制を充実していきます。

【目標値を設定する取り組み内容】

| 取り組み内容の指標 | 現状(令和 2 (2020) 年度) | 目標 (令和 14 (2032) 年度) |
|--------------------------------|-----------------------|---|
| ① DV に関し「直接自分が暴力を受けたことのある」率の低下 | 女性：14.1% 男性：5.7% | 0% |
| ② DV の相談窓口を「ひとつも知らない」率の低下 | 女性：10.7% 男性：9.1% |  |
| ③ DV 防止啓発講座への参加者数 | 38 人 (※1) |  |

※1 令和 4 (2022) 年 11 月時点の数値。

【現状と課題】

<配偶者や親しい異性からの暴力の経験や見聞きしたことについて>

市民意識調査から、配偶者や親しい異性からの暴力、いわゆるDVの経験や見聞きしたことをみると、「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」や「身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある」などでは、性別・年齢層別とともに高く、自身や身近で起きている、「直接自分が暴力を受けたことがある」では、壮年層・熟年層の女性で高く、「身近に暴力を受けた(受けている)当事者がいる」では、壮年層の女性・男性で高くなっています。

DV 防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年に成立しました。

その後、数回の改正を経て直近では、令和元(2019)年に児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るために、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われました。

ストーカー規制法

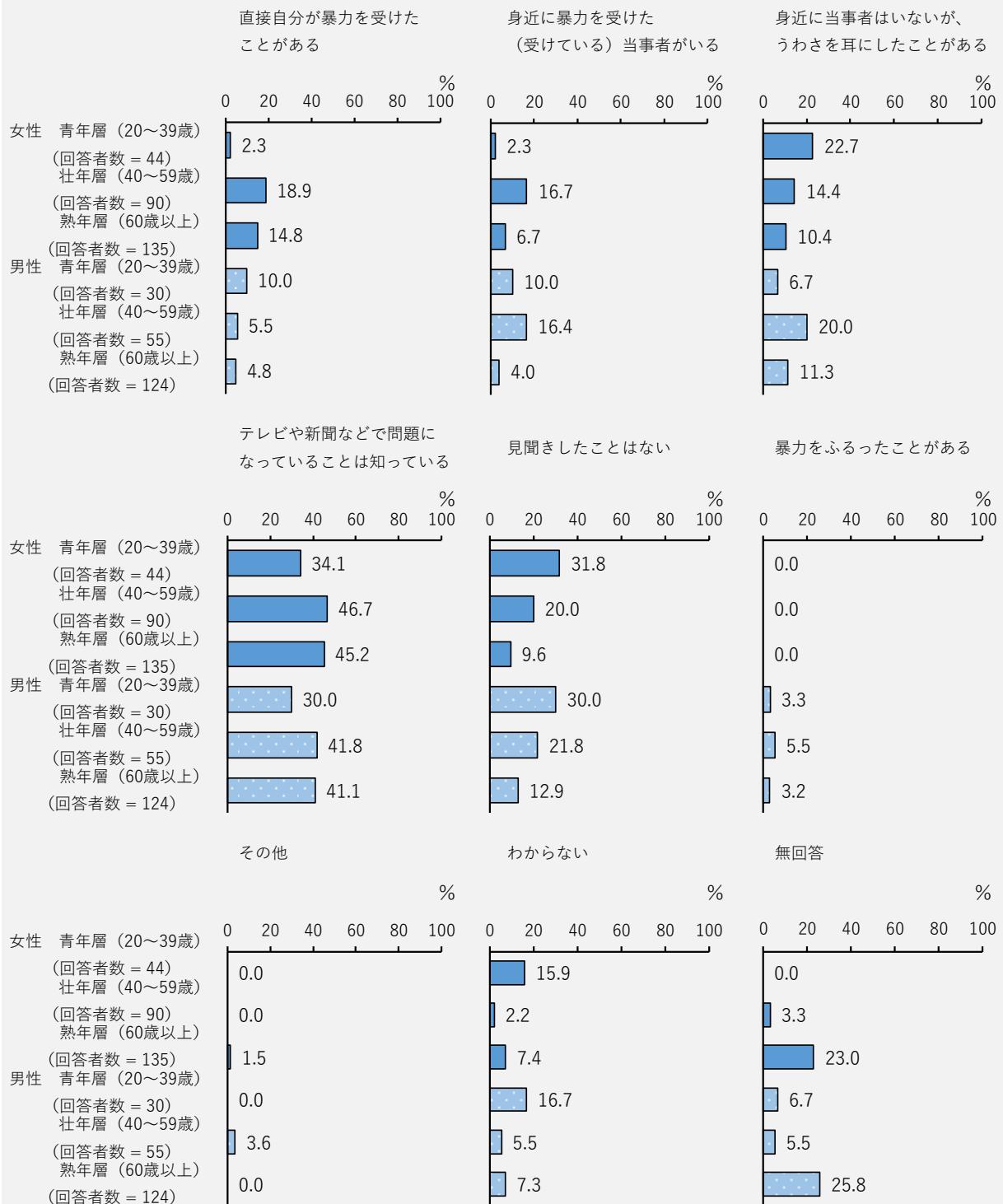
平成12(2000)年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立しました。ストーカー行為について必要な規制や処罰を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としています。

AV出演被害防止・救済法

「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」が令和4(2022)年に成立しました。

令和4(2022)年4月1日からの成人年齢引き下げにより、新たに成人となった18歳と19歳が、AV出演等を強要された場合に、未成年者取消権が行使できず、被害が拡大するおそれがあると指摘されたことをきっかけに検討が進められ、法律により、全ての年齢・性別を対象に、被害の防止・被害者の救済がなされるよう、AV出演契約を無効化する新たなルールがつくられました。

■性・年代別 DVの経験や見聞きしたこと



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<配偶者や親しい異性からの暴力の内容について>

DV の内容をみると、「大声でどなられる（威嚇・強制・脅迫）」が 55.8% と最も高く、次いで「身の危険を感じるくらいの暴行を受ける（身体的暴力）」が 32.7%、「誰のおかげで生活できているんだ」などと言われる（経済的暴力・心理的暴力）」が 26.9% などとなっており、身体への暴力だけではなく、言葉による精神的な暴力なども多くみられます。また、子育て家庭では、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待といえる行為であり、これらは決して許されるものではありません。

しかしながら、DV は密接な関係にある夫婦間などにおいて、家庭の中という人目に触れにくい場所で起こることから、周囲に気づかれないまま、被害が深刻化し、長期化しやすい傾向があります。また、被害者の多くは女性で、暴力による被害を逃れるため、離婚に至るケースもあり、子育てや経済的自立などで困難な状況に陥ります。

今後は、若者に対するデート DV の防止を啓発するとともに、壮年層や熟年層女性の DV 被害が深刻化しないように、相談や支援などを充実する必要があります。

■ DV の内容

回答者数 = 52

身の危険を感じるくらいの暴行を受ける
(身体的暴力)

32.7

医師の治療が必要とならない程度の暴行
を受ける（身体的暴力）

23.1

いやがっているのに性的な行為を強要さ
れる（性的暴力）

9.6

「誰のおかげで生活できるんだ」などと
言われる（経済的暴力・心理的暴力）

26.9

何を言っても無視され続ける
(心理的暴力)

7.7

大声でどなられる（威嚇・強制・脅迫）

55.8

生活費を渡されないことがあった
(経済的暴力)

23.1

友人関係を制限したり、携帯電話を勝手
にチェックされる（社会的隔離）

11.5

その他

15.4

無回答

5.8

資料：令和 2 (2020) 年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策 22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|------------------------------------|--|
| ① 市民に対する DV やセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進 | 市民に対し、DV やセクシュアル・ハラスメントなど、男女間等における暴力をなくすため、啓発を進めます。また、売買春やストーカー行為など女性の人権を侵害する行為について、認識を高めるための啓発を進めます。 |
| ② 企業に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進 | 企業に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対する理解と認識を深めるための啓発を進めます。 |
| ③ 教職員に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進 | 教職員に対し、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や、管理職をはじめとした教職員の研修の充実を図ります。 |
| ④ デート DV の啓発の推進 | 若い世代などに対し、デート DV について、社会的な課題であることの認識を深めるため、啓発を進めます。 |
| ⑤ 母子保健事業などを通じた DV 防止の啓発や相談の充実 | 妊娠婦やその配偶者に対し、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問などの機会に啓発や相談を進めます。 |
| ⑥ 学校などにおける人権教育の推進 | 児童・生徒に対し、小・中学校において暴力を許さない心を育む人権教育を進めます。 |
| ⑦ 医療・保健・福祉関係者や保健福祉施設、地域団体などに対する周知 | 医師会や保健福祉センター、門真市民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などに対し、DV をはじめ児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待など、暴力による被害者を見逃さないように、通報窓口や通報方法などの周知を図ります。 |
| ⑧ 被害者を発見しやすい立場にある職員に対する情報提供 | DV や虐待に対して適切な対応ができるように、関係課の相談窓口職員や教職員などのスキルアップを図るため、情報を収集し、提供します。 |
| ⑨ 女性に対する暴力表現を含む屋外広告物のないまちづくりの推進 | 女性に対する暴力表現を含む屋外広告物に対し、門真市美しいまちづくり推進協議会や地域団体と連携し、街並み美化実施事業を実施します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、犯罪にもつながることを認識しましょう。
- 市民は、DVあるいはデートDVに関する正しい知識を持ちましょう。
- 市民は、女性の人権を侵害する、あらゆる性被害について学習しましょう。
- 市民は、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待などについて発見した場合、通告義務があることを認識しましょう。
- 民生委員児童委員、校区福祉委員など、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいる人は、地域にDVをはじめ児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待などの被害者がいないか見守り、関係機関に相談しましょう。
- 事業者は、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりを進めましょう。

DVの形態

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることがありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

身体的暴力：平手でたたく、足でける、突き飛ばす、骨折させる など

経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、お金の使い方を細かくチェックするなど

精神的暴力：無視する、人格を否定するようなことを言う、大声でどなる など

性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる、避妊に協力しない など

社会的暴力：携帯電話の番号やメールやLINEを勝手にチェックする、外出や行動を制限・監視する など

子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、子どもに危害を加えると言って脅す など

参照：男女共同参画局

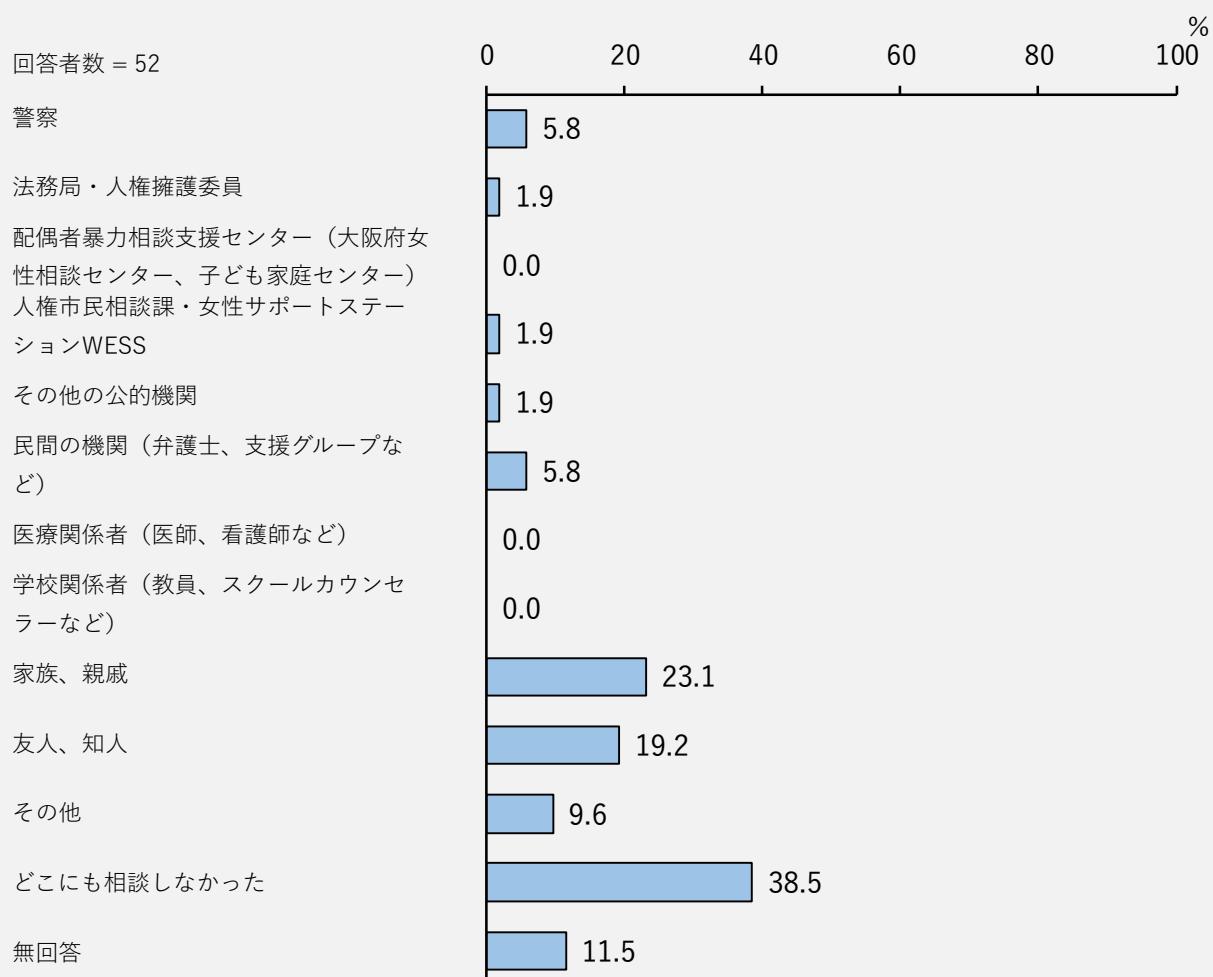
【現状と課題】

<DVを受けた後の相談先について>

DVを受けた後の相談先をみると、「家族、親せき」が23.1%、次いで「友人、知人」が19.2%などとなっており、専門機関ではなく、自分の家族や友人、知人といった自分の周りの人に、より相談しやすい状況があります。

一方で、「どこにも相談しなかった」が38.5%と高く、相談による解決などが難しい状況になっています。

■ DVを受けた後の相談先



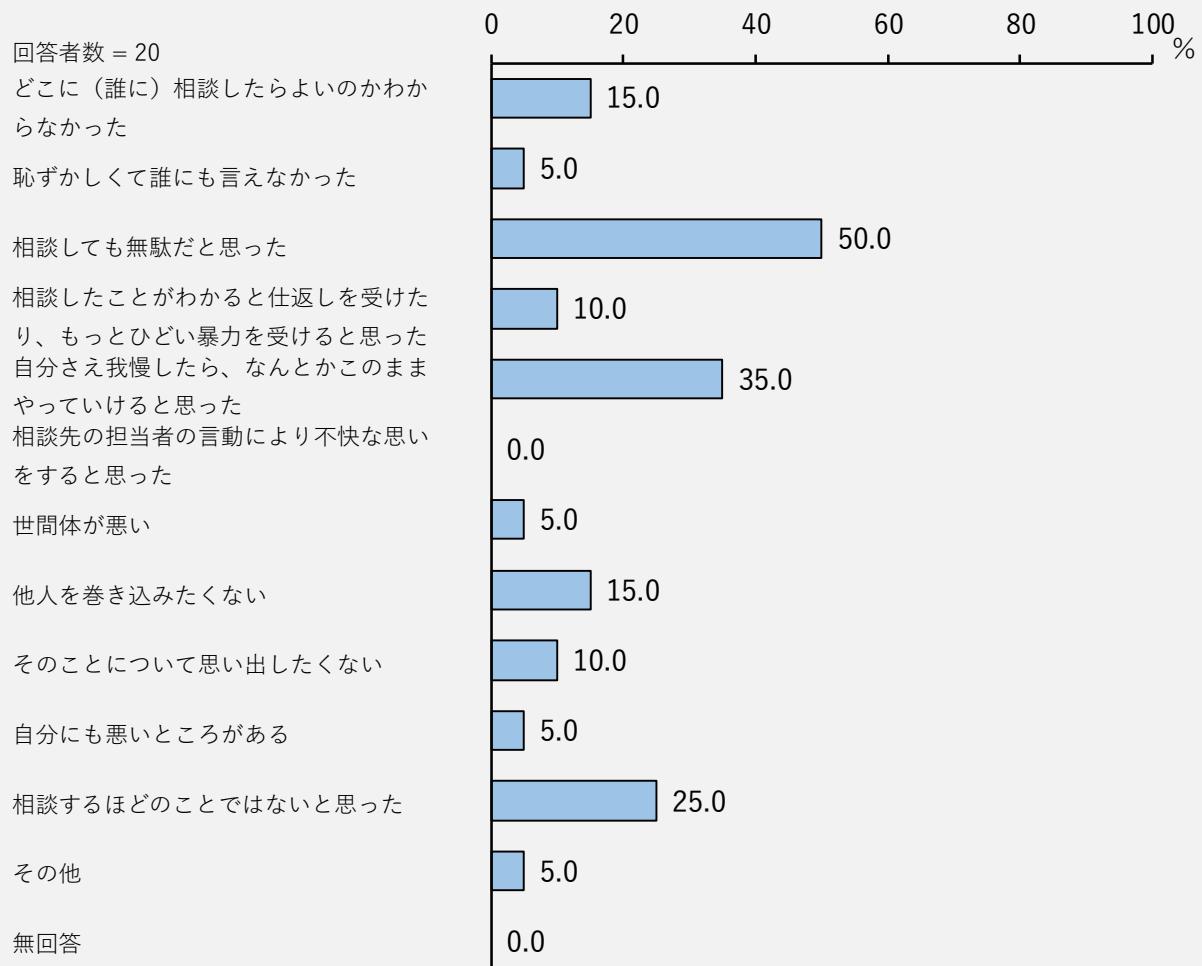
資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

<DVを相談しなかった理由について>

DVを相談しなかった理由では、「相談しても無駄だと思った」が50.0%と最も高く、次いで「自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った」が35.0%、「相談するほどのことではないと思った」が25.0%となっており、あきらめや被害を低く見る傾向がうかがえます。

第2次プランからの課題では、誰もが安心して暮らせるよう相談機能の充実や連携の強化が必要となっています。

■DVを相談しなかった理由



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策 23 安心できる相談体制の充実と連携体制の構築

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|-----------------------------|---|
| ① 相談窓口の周知 | 広報紙をはじめ市ホームページやパンフレット、講座、母子保健事業などさまざまな媒体や機会を通じて、相談窓口の周知を図ります。 |
| ② 相談機能の充実と窓口の連携の強化 | DVなどの被害者が抱える悩みや暴力に対して適切に対応し、被害者的心身のケアに努めるとともに、相談機能の充実と窓口の連携の強化を図ります。また、女性のための相談や人権相談、人権擁護委員による相談などを実施します。 |
| ③ 高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応の充実 | 関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応に努めます。 |
| ④ 警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化 | DVなどの課題の解決に向けた取り組みを進めるために、警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化に努めます。 |
| ⑤ 職員研修の充実 | 職員に対し、DVやセクシュアル・ハラスメント、虐待などに関する理解を深めるための研修を充実します。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 市民は、DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう。
- 市民は、DV被害者からの相談を受けた場合、市役所や大阪府などの専門の相談窓口に相談するように助言しましょう。

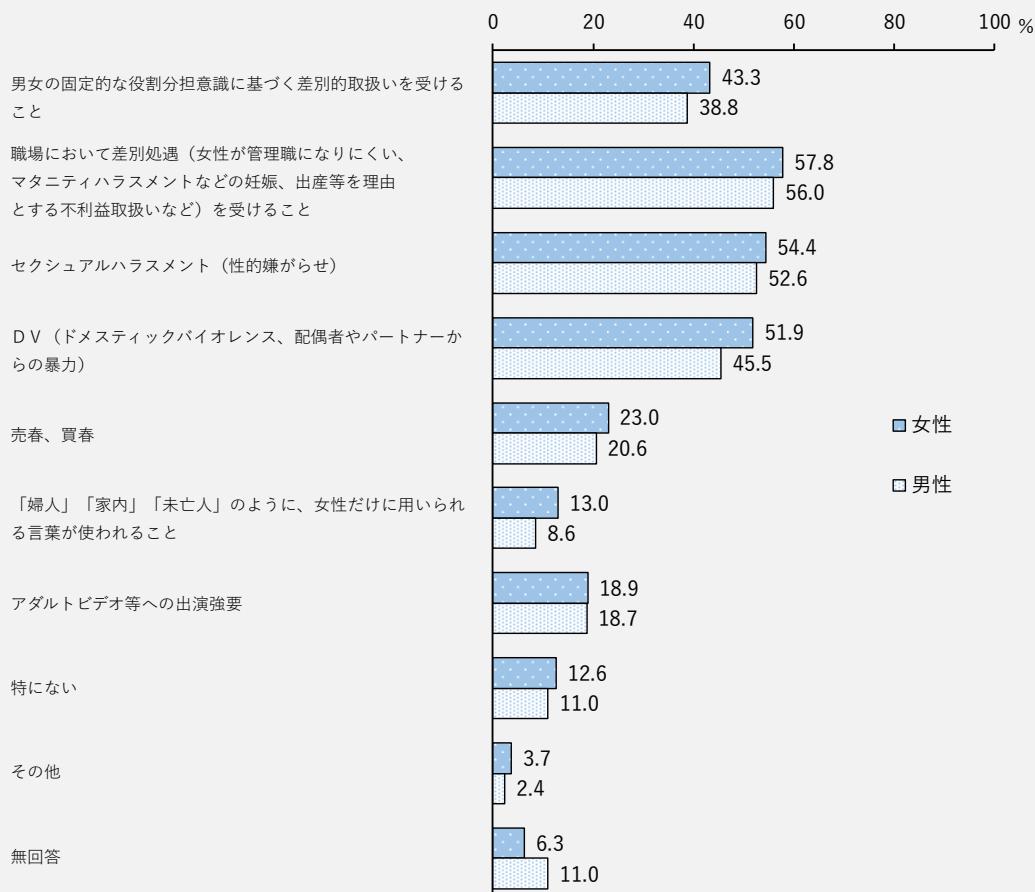
【現状と課題】

<女性の人権が尊重されていないと感じることについて>

女性の人権が尊重されていないと感じることをみると、「職場において差別処遇（女性が管理職になりにくい、マタニティハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いなど）を受けること」が、女性 57.8%、男性 56.0%とともに最も高く、次いで、「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」が、女性 54.4%、男性 52.6%、さらに、「DV（ドメスティック・バイオレンス、配偶者やパートナーからの暴力）」が、女性 51.9%、男性 45.5%などとなっています。また、すべての項目で、女性の方が男性より高くなっています。

第2次プランからの課題では、誰もが安心して暮らせるよう相談機能の充実や連携の強化が必要となっています。

■女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

施策 24 被害者の安全確保と支援体制の充実

【市の役割】

| 項目 | 取り組み内容 |
|--------------------------|---|
| ① 大阪府等関係機関との連携による一時保護の推進 | DV 被害者とその家族などの安全を確保するため、大阪府等関係機関と連携し、適切な一時保護に努めます。 |
| ② 被害者の状況に対応した支援の充実 | DV 被害者の生活などについて、大阪府等関係機関と連携し、状況に対応した支援に努めます。また、DV 被害者の住民票等の閲覧制限や母子生活支援施設等へ入所措置などを実施します。 |
| ③ 関係機関との連携による就労支援の推進 | 就労に必要な技能、資格取得のための職業訓練機会などの情報提供を行うとともに、ハローワークなど関係機関との連携による就労支援を進めます。 |
| ④ 被害者の子どもの支援の充実 | 子どもが安心して生活ができるように、大阪府等関係機関と連携を図ります。また、門真市要保護児童連絡調整会議などにおいて、適切な支援方針について検討します。 |
| ⑤ 子どもに関する相談の充実 | 子どもに関する相談を通じ、その家庭が抱える問題について適切に対応し、支援に努めます。 |

【市民、地域、事業者の皆さんができること】

- 民生委員児童委員、校区福祉委員など、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいる人は、DV 被害者の立場に立った支援に協力しましょう。
- 日頃から積極的にあいさつをするなどして地域の子どもと顔見知りになり、安心して生活できているか見守りましょう。

3-4 プランの推進

(1) プランの管理手法

① 進行管理

「門真市男女共同参画推進条例」第20条に基づき、男女共同参画施策の実施状況などについてとりまとめ、毎年「門真市男女共同参画審議会」において審議してきました。今後は、目標を設定した施策項目をはじめ施策の実施状況を点検し、次の施策の展開に生かすなど、計画(PLAN)⇒実施(DO)⇒評価(CHECK)⇒改善(ACTION)に基づく進行管理の確立に努めます。

② 調査研究

「門真市男女共同参画推進条例」第12条に基づき、男女共同参画やDV、就業に関する意識調査や実態把握を行い、男女共同参画の推進、また、調査研究に取り組みます。

(2) プランの推進体制

門真市では、市長をはじめ、全庁をあげて男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

① 庁内推進体制の充実

プランに基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、市民文化部を担当する副市長の職にある者を本部長とし、各部局長を委員とする「門真市男女共同参画社会推進本部」を中心として、関係部局間の有機的な連携と緊密な調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。その中で年次ごと、あるいは複数年にまたがって重点的に取り組む必要がある課題については、その解決に向け、積極的かつ集中的に取り組み、10年間で基本目標を達成するよう努めます。また、すべての職員が男女共同参画の視点に立って施策の策定や執務にあたることができるように、男女共同参画に対する理解と認識を深めるための計画的な研修に取り組みます。

② 国・府・自治体間との連携の推進

プランに掲げる施策・事業の中には、市が主体的に取り組んでいくもののか、制度や法律など国・府の施策の取り組みによるものも多くあります。国・府との連携を強化し、必要に応じて協力を要請します。また、DV 被害者の一時保護など、近隣自治体などとの協力により推進する必要がある施策や類似の課題などの解決に向けて、近隣自治体などとの協力関係を強化します。

③ 市民、事業者などとの協働による推進

「門真市男女共同参画推進条例」には、市の責務とともに、市民の責務、事業者の責務を明記しています。また、昨今の法令改正について適切に準拠や周知啓発していくことが重要です。事業者は、女性活躍推進法改正による情報公開の義務、市民へはAV 出演被害防止・救済法や DV 防止法の周知啓発が必要とされています。

門真市がめざす将来像「いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市」を実現するためには、市と市民、事業者などが連携を強化し、協働することが必要です。そのため、市は条例とともに「第3次かどま男女共同参画プラン」について普及を図り、一体となって男女共同参画社会づくりを進めています。

資料編

1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定経過

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 令和3（2021）年 5月27日（木） | 第1回門真市男共同参画社会推進本部会議 | 1. 第2次かどま男女共同参画プランについて 2. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について |
| 令和3（2021）年 6月29日（火） | 第1回門真市男共同参画社会推進本部幹事会 | 1. 第2次かどま男女共同参画プランについて 2. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 3. その他 |
| 令和3（2021）年 7月16日（金） | 第1回門真市男共同参画審議会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランについての諮問 2. 会議の公開・非公開 3. 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等について 4. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 5. その他 |
| 令和3（2021）年 8月31日（火） | 第1回門真市男共同参画社会推進本部幹事会ワーキンググループ会議 | 1. 第2次かどま男女共同参画プランについて 2. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 3. その他 |
| 令和3（2021）年 11月1日（月） | 第2回門真市男共同参画社会推進本部幹事会ワーキンググループ会議 | 1. 第2次かどま男女共同参画プランについて 2. その他 |
| 令和4（2022）年 1月11日（火） | 第3回門真市男共同参画社会推進本部幹事会ワーキンググループ会議 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和4（2022）年 2月16日（水） | 第2回門真市男共同参画社会推進本部幹事会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について（ワーキンググループ会議内容の報告等） 2. その他 |

| 年 月 日 | 事 項 | 内 容 |
|-------------------------|----------------------------------|---|
| 令和4（2022）年 5月9日（月） | 第2回門真市男女共同参画審議会 | 1. 会長及び副会長の選任について 2. 会議の公開・非公開について 3. 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等について 4. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について |
| 令和4（2022）年 6月28日（月） | 第4回門真市男女共同参画社会推進本部幹事会ワーキンググループ会議 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和4（2022）年 7月22日（金） | 第3回門真市男女共同参画社会推進本部幹事会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和4（2022）年 10月3日（月） | 第3回門真市男女共同参画審議会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和4（2022）年 11月14日（月） | 第4回門真市男女共同参画社会推進本部幹事会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和4（2022）年 12月26日（月） | 第4回門真市男女共同参画審議会 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |
| 令和5（2023）年 1月13日（金） | 第2回門真市男女共同参画社会推進本部会議 | 1. 第3次かどま男女共同参画プランの策定について 2. その他 |

2. 門真市男女共同参画推進条例等

○門真市男女共同参画推進条例

平成17年3月31日門真市条例第1号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現が21世紀における我が国社会を決定する最重要課題との位置付けのもとに、総合的かつ計画的に取組を推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。

門真市においては、男女が互いに認め合いながら、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、これまでも様々な取組を推進してきたが、家庭、地域、学校、職場その他の社会の様々な分野においては、依然として性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く見受けられる状況にある。また、近年においてセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスも顕在化しており、課題の解決に向けた一層の取組が求められている。

少子高齢化や国際化、高度情報化等社会経済情勢が大きく変化する中にあって、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野において自らの意思によって参画し、共に喜びや責任を分かち合い、生き生きと活動できることが不可欠である。

ここに門真市は、男女共同参画社会の実現をめざして、市、市民及び事業者が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた

者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）その他のこれに準ずる親しい関係にある者又はかつて配偶者であった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為その他の苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (3) 性別による固定期的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、社会の基盤としての家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、学校、職場等における活動を行うことができるようすること。
- (6) 男女が、それぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力的行為その他性差別を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させよう努めるとともに、第19条第1項に規定する門真市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとす

る。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発の充実に努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が教育又は学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等が行う活動への支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(苦情等の処理)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見（以下「苦情等」という。）がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、次条第1項に規定する門真市男女共同参画苦情処理委員の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。

(門真市男女共同参画苦情処理委員)

第17条 前条第1項の規定による苦情等の申出を適切かつ迅速に処理するため、門真市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談の処理)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関して相談を受けたときは、国等の関係機関との連携を図りながら、適切かつ迅速に処理するものとする。

(門真市男女共同参画審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べるため、門真市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 3 審議会の委員は、学識経験者、市民その他市長が適當と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会の男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(男女共同参画施策の実施状況等の公表)

第20条 市長は、毎年1回、男女共同参画施策の実施状況等について、公表するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条、第19条及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。（平成17年9月門真市規則第54号で、同17年10月1日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第9条（第5項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------|
| 男女共同参画苦情処理委員 | 日 20,000円 |
| 男女共同参画審議会委員 | 日 8,400円 |

○門真市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年9月30日門真市規則第55号

改正

平成18年9月29日門真市規則第50号

平成20年3月31日門真市規則第13号

平成23年3月16日門真市規則第9号

平成26年3月31日門真市規則第35号

令和2年3月26日門真市規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市男女共同参画推進条例（平成17年門真市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第17条第1項の規定に基づく門真市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、男女それぞれ1人以上を選任するものとする。

- 2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 3 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(苦情処理委員の職務等)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第16条第1項の規定による苦情その他の意見（以下「苦情等」という。）の申出について、調査を行うこと。
 - (2) 前号の規定により調査をした事案について、男女共同参画の推進その他総合的な見地から、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるとときは市長に意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げる職務に付随する事務を行うこと。
- 2 苦情処理委員は、公正かつ中立に前項の職務を遂行しなければならない。

(申出の方法)

第4条 条例第16条第1項の規定に基づく苦情等の申出をしようとする者（以下「申出人」という。）は、男女共同参画施策苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができる。

- 2 申出人は、前項ただし書の規定により口頭等で苦情等の申出をしようとするときは、次に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を男女共同参画施策苦情等申出書に記録するものとする。

- (1) 申出人の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事

務所の所在地) 並びに電話番号

- (2) 苦情等の趣旨及び理由
 - (3) 他の機関への相談等の状況
- (苦情処理委員への調査の依頼)

第5条 市長は、苦情等の申出があったときは、次条に規定する場合を除き、担当の苦情処理委員を指定して、当該苦情等の調査を依頼するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、複数の苦情処理委員をもって構成する合議体が共同して職務を行うことができる。

(調査をしない申出)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情等の申出については、苦情処理委員に調査を依頼しないものとする。

- (1) 裁決等により確定した事項又は裁判所において係争中若しくは判決等のあった事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項
- (7) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理委員に調査の依頼をすることが適当でないと認める事項

- 2 市長は、前項の規定により苦情処理委員に調査の依頼をしないときは、苦情等の調査非該当通知書（様式第2号）により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。
- 3 市長は、調査を依頼した事案が、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に第3条第1項に規定する業務の中止を依頼するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により調査の業務を中止したときは、苦情等の調査中止通知書（様式第3号）により、速やかに当該申出人に対し、通知するものとする。

(苦情処理委員による調査)

第7条 苦情処理委員は、市長が調査の依頼をしたときは、直ちにその事案についての調査を開始するものとする。

- 2 苦情処理委員は、前項の調査を、必要に応じて、申出人の了解を得た上で、事情を確認することができる。
- 3 苦情処理委員は、第1項の調査を行うに当たって、必要に応じて、当該申出に係る市の機関に対し説明を求め、又はその保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めることができる。

(調査の結果の報告)

第8条 苦情処理委員は、前条の調査が終了したときは、市長に対して、事案についての見解を

付して調査の結果を報告するものとする。

(是正の指示等)

第9条 市長は、前条の調査結果報告書に付された意見に基づき、書面により、当該申出に係る市の機関に対し、是正の指示又は是正の要望をするものとする。

2 前項に規定する是正の指示又は是正の要望を受けた市の機関は、当該是正の指示又は是正の要望に基づいて苦情処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

(苦情処理結果の通知)

第10条 市長は、苦情処理委員の調査結果等を添えて、苦情処理結果を申出人に対し、男女共同参画施策苦情等結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(苦情処理の状況の公表)

第11条 市長は、この規則の規定により実施した苦情処理の結果の概要を市民に公表するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第12条 条例第19条第1項に規定する門真市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第14条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する部会委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 第12条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「副会長」とあるものは「副部会長」と、「会長」とあるものは「部会長」と、「委員」とあるものは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第15条 審議会及び部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の運営)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第18条 苦情処理委員及び審議会の庶務は、市民文化部人権市民相談課において行う。

一部改正〔平成18年門真市規則50号・20年13号・23年9号・26年35号・令和2年23号〕

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日門真市規則第50号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日門真市規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日門真市規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日門真市規則第35号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日門真市規則第23号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○門真市男女共同参画社会推進本部規程

平成14年5月21日門真市庁達第10号
改正

平成16年7月2日門真市庁達第8号
平成17年1月19日門真市庁達第5号
平成17年4月15日門真市庁達第13号
平成17年8月9日門真市庁達第20号
平成18年1月12日門真市庁達第2号
平成19年7月5日門真市庁達第17号
平成20年5月22日門真市庁達第14号
平成23年3月30日門真市庁達第14号
平成26年3月31日門真市庁達第6号
平成28年9月30日門真市庁達第7号
平成29年3月31日門真市庁達第4号
平成30年3月29日門真市庁達第1号
平成31年3月29日門真市庁達第2号
令和2年3月30日門真市庁達第2号
令和3年3月12日門真市庁達第2号
令和3年7月30日門真市庁達第6号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現への施策を総合的に企画調整し、推進するため、
門真市男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市における男女共同参画社会実現のための計画（以下「計画」という。）策定に関する
こと。
- (2) 計画の実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、市民文化部を担当する副市長の職にある者とし、副本部長は他の副市長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

| |
|--|
| 教育長、統括理事、副教育長、企画財政部長、総務部長、市民文化部長、保健福祉部長、こども部長、まちづくり部長、環境水道部長、会計管理者、教育委員会事務局教育部長、選挙管理委員会事務局長、固定資産評価審査委員会事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局長 |
|--|

一部改正〔平成16年門真市庁達8号・17年5号・13号・19年17号・20年14号・23年14号・26年6号・28年7号・29年4号・30年1号・31年2号・令和2年2号・3年2号〕

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

一部改正〔令和3年門真市庁達6号〕

(幹事会の設置)

第6条 推進本部の円滑な運営のため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、男女共同参画社会実現への実務的事項を協議する。

(幹事会の組織等)

第7条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長は、人権市民相談課長の職にある者とし、幹事は、次の表に掲げる職にある者とする。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 企画財政部 | 企画課長、魅力発信課長 |
| 総務部 | 総務課長、人事課長、危機管理課長 |
| 市民文化部 | 地域政策課長、産業振興課長、市民課長、生涯学習課長 |
| 保健福祉部 | 福祉政策課長、健康増進課長、保護課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長 |
| こども部 | こども政策課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長 |
| 教育委員会事務局 | 教育部 学校教育課長 |

3 幹事長は、幹事会を総括する。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。

5 幹事長は、幹事会における協議事項を次の推進本部に報告しなければならない。

6 幹事会は、部会を設けることができる。

7 幹事会は、下部組織を設けることができる。

一部改正〔平成19年門真市庁達17号・20年14号・23年14号・26年6号・29年4号・令和2年2号・令和3年6号〕

(関係者の出席等)

第8条 推進本部又は幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は関係部局の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民文化部人権市民相談課において行う。

一部改正〔平成19年門真市庁達17号・20年14号・23年14号・26年6号・令和2年2号〕

(委任)

第10条 この規定に定めるほか、推進本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

一部改正〔平成17年門真市庁達20号・18年2号〕

附 則（平成16年7月2日門真市庁達第8号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年1月19日門真市庁達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年4月15日門真市庁達第13号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成17年8月9日門真市庁達第20号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日門真市庁達第2号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年7月5日門真市庁達第17号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年5月22日門真市庁達第14号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日門真市庁達第14号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日門真市庁達第6号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日門真市庁達第7号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日門真市庁達第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日門真市庁達第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日門真市庁達第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日門真市庁達第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日門真市庁達第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日門真市府達第6号）
この規程は、令達の日から施行する。

3. 門真市男女共同参画審議会委員名簿

| 委員構成 | 氏 名 | 所 属 |
|------|--------|--|
| 会長 | 山本 博史 | 追手門学院大学 地域創造学部 学部長・地域創造学部教授 |
| 副会長 | 西岡 敦子 | 大阪国際大学人間科学部教授 |
| 委員 | 岩井 友 | パナソニック オペレーションエクセレンス(株) エンプロイーサクセスセンター グループ人事戦略デザイン室 人事戦略課 |
| 委員 | 大倉 史朗 | 市民代表 |
| 委員 | 勝川 喜美子 | 門真市民生委員児童委員協議会副会長 |
| 委員 | 木下 みゆき | 大阪大谷大学文学部日本語日本文学科教授 |
| 委員 | 酒井 幸子 | 市民代表 |
| 委員 | 品川 幸子 | 門真エイフボランタリーネットワーク会長 |
| 委員 | 白土 清治 | 門真市人権協会会長 |
| 委員 | 土川 好子 | 門真市母子寡婦福祉会会长 |
| 委員 | 中道 秀樹 | 弁護士 |
| 委員 | 畠 智恵子 | 門真地区人権擁護委員 |
| 委員 | 萬田 久美子 | (財) 大阪府男女共同参画推進財団嘱託職員 NPO 法人 PeerDo 理事 |
| 委員 | 三村 泰久 | 門真市男女平等教育推進委員会会長 |
| 委員 | 宮本 由起代 | NPO 法人心のサポート・ステーション代表理事 |

(敬称略)

計画策定途中で退任された委員

〈退任日：令和4（2022）年7月9日〉

| 委員構成 | 氏 名 | 所 属 |
|------|-------|---------------|
| 委員 | 内村 妙子 | 門真市母子寡婦福祉会副会長 |

(敬称略)

〈退任日：令和4（2022）年11月30日〉

| 委員構成 | 氏 名 | 所 属 |
|------|-------|------------------|
| 委員 | 川西 利則 | 門真市民生委員児童委員協議会会長 |

(敬称略)

4. 各種相談窓口 (※令和5 (2023) 3月時点の情報です)

| 相談内容 | 相談先 | 相談日時 |
|---|--|---|
| 門真市の相談窓口 | | |
| 女性のための相談(電話・面談) 女性相談員による女性が抱える様々な悩みの相談 | 門真市女性サポートステーション WESS 門真市幸福町 3-1 京阪古川橋駅 コア古川橋内 TEL : 06-6900-8550 FAX : 06-6900-8551 | 【予約優先】 毎週 月・火・水・金曜日 10:00～18:30 |
| 女性の就労相談(電話・面談) キャリアカウンセラーによる就労やキャリアアップを目指す女性に対する相談や助言 | 門真市女性サポートステーション WESS 門真市幸福町 3-1 京阪古川橋駅 コア古川橋内 TEL : 06-6900-8550 FAX : 06-6900-8551 | 【予約優先】 毎週 火・金・土曜日 10:00～18:30 |
| 子育て相談(電話・面談) 助産師・保健師・栄養士・公認心理士による妊娠・出産・子育てに関する相談 | 門真市子育て世代包括支援センター ひよこテラス 門真市御堂町 14-1 門真市保健福祉センター 4 階 健康増進課内 ひよこテラス TEL : 06-6904-6500 | 毎週月～金曜日 9:00～17:30 |
| 家庭児童相談(電話・面談) 家庭児童相談員による 18 歳未満の子どもに関する様々な相談 | 家庭児童相談センター 門真市中町 1-1 子育て支援課内 TEL : 06-6902-6148 | 【予約不要】 毎週月～金曜日 9:00～17:30 |
| ひとり親家庭等相談(電話・面談) 母子・父子自立支援員による様々な相談 | 家庭児童相談センター 門真市中町 1-1 子育て支援課内 TEL : 06-6902-6148 | 【予約制】 毎週 月・火・木・金曜日 9:00～17:30 |
| 障がいのある人のための相談(電話・面談) 地域で生活する障がい者への社会福祉士などによる相談 | 障がい者基幹相談支援センター 門真市桑才新町 24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 TEL : 06-6901-0101 (一般相談窓口) FAX : 06-4967-5554 | 【予約不要】 毎週月～金曜日 9:00～17:30 |

| 相談内容 | 相談先・相談日時 |
|---|--|
| 国、大阪府等の相談窓口 | |
| 法務省の人権相談 | <p>○女性の人権ホットライン TEL : 0570-070-810 (ナビダイヤル) 平日 8:30～17:15</p> <p>○外国人人権相談ダイヤル TEL : 0570-090911 (ナビダイヤル) 平日 9:00～17:00</p> |
| 配偶者等からの暴力被害相談(電話・面談) 配偶者等からの暴力に関する相談 | 大阪府女性相談センター 大阪市中央区大手前 1-3-49 (ドーンセンター 3 階) TEL : 06-6946-7890 毎日 9:00～20:00 夜間、祝日の DV 電話相談 上記以外の時間 |
| 性犯罪・性暴力の相談(電話) 大阪府の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター | 性暴力救援センター・大阪 SACHICO 24 時間ホットライン TEL : 072-330-0799 |

5. 男女共同参画関連の年表

(国際婦人年と定められ、第1回世界会議が開催された昭和50年以降)

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 府の動き | 門真市の動き |
|------------------|--|---|--|--------|
| 昭和50年 (1975年) | ●国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択（メキシコシティ） ●第30回国連総会で1976年から10年間を「国連婦人の10年」決定 | ●総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ●内閣総理大臣官房審議室に「婦人問題担当室」設置 ●「婦人問題企画推進本部会議」設置 ●女子教育職員、看護婦、保母を対象に「特定職種育児休業法」公布[昭和51年施行] | | |
| 昭和51年 (1976年) | ●「国連婦人の10年」開始（～昭和60年） | ●「民法」改正施行（離婚後の姓の選択） | ●労働福祉課に「女性問題担当窓口」設置 | |
| 昭和52年 (1977年) | | ●婦人問題企画推進本部で「国内行動計画」策定 ●総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表 ●「国立婦人教育会館」（現国立女性教育会館）開館 | ●「大阪府婦人問題推進会議」設置 | |
| 昭和54年 (1979年) | ●第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 | | ●大阪府婦人問題推進会議より知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ●「大阪府婦人問題企画推進本部」設置 | |
| 昭和55年 (1980年) | ●「国連婦人の10年」中間年世界会議で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択（コペンハーゲン） | ●「女子差別撤廃条約」署名 ●「民法」改正（配偶者の法定相続分引上げなど）[昭和56年施行] | ●府民文化室に「婦人政策係」設置 ●審議会などへの女性委員の登用目標率を10%に設定 | |
| 昭和56年 (1981年) | ●「女子差別撤廃条約」発効 ●第67回国連ILO総会で「ILO第156号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」採択 | ●「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定 | ●「女性の自立と参加を進めめる大阪府行動計画」策定 | |
| 昭和57年 (1982年) | | | ●府民文化室に「婦人政策室」設置 | |
| 昭和59年 (1984年) | | ●「国籍法」及び「戸籍法」改正（国籍の父母両系主義確立）[昭和60年施行] | | |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|---------------------|--|---|---|--|
| 昭和 60 年 (1985 年) | ●「国連婦人の 10 年」 ナイロビ世界会議で 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略」採択(ナイロビ) | ●生活保護基準額の男 女差解消 ●「国民年金法」改正(女 性の年金権確立) [昭 和 61 年施行] ●「男女雇用機会均等 法」に公布[昭和 61 年 施行] ●「女子差別撤廃条約」 批准 | | |
| 昭和 61 年 (1986 年) | | ●「婦人問題企画推進有 識者会議」設置 | ●「府民文化室婦人政策 室」を「婦人政策課」 に組織変更 ●「女性の地位向上のた めの大阪府第 2 期行 動計画～21 世紀をめ ざす大阪府女性プラ ン」策定 ●「大阪府女性問題懇話 会」設置 ●「大阪府婦人関係団体 会議」設置 | |
| 昭和 62 年 (1987 年) | | ●婦人問題企画推進本 部「西暦 2000 年に向 けての新国内行動計 画」策定 ●「所得税法」改正施行 (配偶者特別控除制 度新設) | | |
| 昭和 63 年 (1988 年) | | ●「労働基準法」改正・ 施行 (労働時間の短 縮) ●婦人週間 40 周年記念 | ●審議会などへの女性 委員の登用目標率を 20%に改定 | |
| 平成元年 (1989 年) | ●第 44 回国連総会で 「児童の権利条約」採 択 | ●学習指導要領改訂(高 等学校家庭科の男女 必修など) ●「パートタイム労働 指針」制定 | | ●市長部局に「女性文化 室」設置 |
| 平成 2 年 (1990 年) | ●国連経済社会理事会 で「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来 戦略に関する第 1 回 見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択 | | | ●「門真市女性問題アン ケート調査」実施 ●「門真市女性施策推進 本部」設置 ●「門真市女性問題懇話 会」設置 |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|--------------------|--|---|---|---|
| 平成 3 年 (1991 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」公布〔平成 4 年施行〕 ●婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ●審議会などへの女性委員の登用目標率を 25% に改定 ●「大阪府女性基金」設置 ●大阪レディス・ハローワーク（現大阪マザーズハローワーク）設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●門真市女性問題懇話会「門真市女性問題意識調査」実施 ●門真市女性問題懇話会「門真市における女性問題解決に向けての基本的な方策」提言 |
| 平成 4 年 (1992 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●婦人問題担当大臣設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●「婦人政策課」を「女性政策課」に名称変更 ●「大阪府女性施策企画推進員」制度発足 ●「大阪府女子労働対策推進計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「門真市女性問題行動計画」策定 |
| 平成 5 年 (1993 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●国連世界人権で「ワイン宣言及び行動計画」採択 ●第 48 回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ●中学校で家庭科の男女共修開始 ●「パートタイム労働法」公布・施行 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 | |
| 平成 6 年 (1994 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●第 81 回 ILO 総会で「パートタイム労働に関する条約及び勧告」採択 ●国際人口・開発会議で「カイロ宣言」採択（カイロ） | <ul style="list-style-type: none"> ●高校で家庭科の男女共修開始 ●総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 ●「男女共同参画推進本部」設置 ●男女共同参画審議会に「男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョンについて」を諮問〔平成 8 年答申〕 ●「児童の権利条約」批准 | <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ●「大阪府男女協働社会づくり財団」設立 ●「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」開館 | |
| 平成 7 年 (1995 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●第 4 回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択（北京） | <ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」改正・施行（介護休業制度の法制化） ●「ILO156 号条約（家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」実施 | |
| 平成 8 年 (1996 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（ストックホルム） | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●大阪女子大学に「女性学研究センター」を開設 | |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|---------------------|--|---|--|---|
| 平成 9 年 (1997 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●総理府に「男女共同参画審議会」設置 ●「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）[平成 11 年施行] ●「労働基準法」改正（女子保護規定撤廃）[平成 11 年施行] ●「育児・介護休業法」改正（深夜業制限）[平成 11 年施行] ●「介護保険法」公布[平成 12 年施行] | <ul style="list-style-type: none"> ●「新 女と男のジャンプ・プラン（第 3 期行動計画）」策定 ●「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定 | |
| 平成 10 年 (1998 年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ●「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に名称変更 ●「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●女性施策の推進に関する事務を「女性文化室」から「総合政策課」に所管替え |
| 平成 11 年 (1999 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●第 54 回国連総会で「女子差別撤廃条約選択定義書」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ●「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布・施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性参画の促進） | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●「門真市職員のセクシユアル・ハラスメント防止に関する要項」及び「セクシユアル・ハラスメントに関する苦情処置委員会及び苦情相談員配置要項」制定 |
| 平成 12 年 (2000 年) | <ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会「女性 2000 年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言」及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択（ニューヨーク） | <ul style="list-style-type: none"> ●「児童虐待防止法」公布・施行 ●「ストーカー規制法」公布・施行 ●「男女共同参画基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府女性に対する暴力対策会議」設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 平成 13 年 (2001 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●総理府男女共同参画室」を「内閣府男女共同参画局」に組織変更 ●内閣府に「男女共同参画会議」設置 ●「DV 防止法」公布・施行[平成 14 年施行] ●「男女共同参画週間」開始 ●男女共同参画推進本部で「女性に対する暴力をなくす運動」決定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に名称変更 ●「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「門真市男女共同参画懇話会」設置 ●「門真市男女共同参画社会推進本部設置要綱」制定 ●門真市男女共同参画懇話会より市長へ「男女共同参画社会の実現に向けての提言」を提出 |
| 平成 14 年 (2002 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正・施行（仕事と家庭の両立支援策の充実） | <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府男女共同参画推進条例」制定 ●「大阪府男女協働社会づくり審議会」を「大阪府男女共同参画審議会」に名称変更 ●「大阪府男女協働参画施策苦情処理制度」開始 | <ul style="list-style-type: none"> ●「かどま男女共同参画プラン」策定 ●「総合政策課」を「企画課」に名称変更（事務分掌を男女共同参画社会の推進にすることと改める） ●「門真市男女共同参画社会推進本部規程」制定 |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|---------------------|--|---|--|--|
| 平成 15 年 (2003 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部で「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「母子及び寡婦福祉法」改正（母子家庭等の自立促進）●「育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行 ●「性同一性障害者特例法」公布〔平成 16 年施行〕 | <ul style="list-style-type: none"> ●「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 | |
| 平成 16 年 (2004 年) | | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部で「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定 ●「児童虐待防止法」改正・施行 ●「DV 防止法」改正・施行（元配偶者への適用、「配偶者からの暴力」の定義拡大） ●「『DV 防止法に基づく基本方針』」決定 ●「刑法」改正（性犯罪について法定刑の引き上げ、集団強姦罪の新設）〔平成 17 年施行〕 ●「育児・介護休業法」改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇創設）〔平成 17 年施行〕 | | |
| 平成 17 年 (2005 年) | ●第49回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京 +10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） | <ul style="list-style-type: none"> ●「刑法」改正（人身売買罪の新設） ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「門真市男女共同参画推進条例」制定 ●「門真市男女共同参画推進条例施行規則」制定 ●「門真市男女共同参画苦情処理委員」設置 |
| 平成 18 年 (2006 年) | ●東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） | <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部で「国際審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 ●「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大）〔平成 19 年施行〕 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）（改訂版）」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●「門真市男女共同参画審議会」設置（男女共同参画施策の実施状況などを報告（毎年度）） ●男女共同参画社会の推進に関する事務を「企画課」から「人権政策室」に所管替え |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|---------------------|---|---|--|---|
| 平成 19 年 (2007 年) | ●第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） | ●「パートタイム労働法」改正〔平成 20 年施行〕 ●「DV 防止法」改正（保護命令の拡充、市町村についての規定強化）〔平成 20 年施行〕 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | ●大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」を諮問〔平成 20 年 4 月答申〕 | ●「門真市人材育成基本方針」策定（女性職員の登用を明記） ●「各種審議会等委員の選任に係る指針」策定（審議会などに占める女性委員の割合について、30%以上とする努力義務を明記） |
| 平成 20 年 (2008 年) | | ●男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ●「育成支援対策推進法」改正〔平成 21 年施行〕 | ●大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」を諮問〔平成 23 年答申〕 | ●「人権政策室」を「人権政策課」に名称変更 |
| 平成 21 年 (2009 年) | ●女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 ●第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（韓国） | ●男女共同参画会議に「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」を諮問〔平成 22 年答申〕 ●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、好評制度及び過料の創設等）〔平成 22 年施行他〕 | ●「大阪府立女性総合センター」を「大阪府男女共同参画・青少年センター」に名称変更 ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ●「男女共同参画に関する府民意識調査」実施 | |
| 平成 22 年 (2010 年) | ●第 54 回国連婦人の地位委員会開催（国連「北京 +15」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） | ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 | ●「男女共同参画課」を「男女共同参画・NPO 課」に名称変更 | ●「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所アンケート調査」実施 |
| 平成 23 年 (2011 年) | ●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（Un Woman）」発足 | | ●「男女共同参画課・NPO 課」を「男女共同参画・府民協働課」に名称変更 ●「おおさか男女共同参画 プラン（2011-2015）」策定 | ●門真市男女共同参画審議会に「門真市男女共同参画計画について」諮問〔平成 24 年答申〕 |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|---------------------|---|---|---|---|
| 平成 24 年 (2012 年) | ●第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合 (ラオス) ●第 56 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 | | ●「ワーク・ライフ・バランス啓発講座」を職員研修に位置づけ ●「第 2 次かどま男女共同参画プラン」策定 |
| 平成 25 年 (2013 年) | | ●「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ●「DV 防止法」改正（適用対象の拡大、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名変更）[平成 26 年施行] ●「ストーカー規制法」改正・施行 | ●「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2012-2016）」に計画名変更（適用対象範囲追加） | |
| 平成 26 年 (2014 年) | ●第 58 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | ●「日本再興戦略」改訂 2014 に「女性が輝く社会」の実現明示 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2014）開催 ●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●「母子及び寡婦福祉法」改正・施行（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名変更） ●「リベンジポルノ防止法」公布・施行 | ●「男女共同参画社会に関する府民意識調査」実施 | |
| 平成 27 年 (2015 年) | ●第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 +20」記念会合）（ニューヨーク） ●第 3 回国連防災世界会議で「仙台防災枠組」採択（仙台） ●国連サミットで「持続可能な開発目標」（SDGs）採択 | ●「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2015）開催 ●「女性活躍推進法」公布・施行（一部平成 28 年施行） ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 | | ●「門真市女性サポートステーション WESS」開設 |
| 平成 28 年 (2016 年) | ●女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 | ●「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ●女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2016）開催 | ●「おおさか男女共同参画 プラン（2016～2020）」策定 | |

| 年次 | 世界の動き | 国の動き | 大阪府の動き | 門真市の動き |
|------------------------------|---|---|---|------------------------------|
| 平成 29 年 (2017 年) | ●G20 ハンブルクサミットで「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi)採択 | ●「刑法」改正(強姦罪を強制 性交等罪へ変更) | | |
| 平成 30 年 (2018 年) | ●G7 外務大臣会合で「G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」(WPS)採択 | ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・施行 ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 | | |
| 平成 31 年 /令和元年 (2019 年) | ●第 108 回 ILO 総会で「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約」の勧告及び採択 | ●「女性活躍推進法」改正・施行(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化) ●「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(DV 防止法改正を含む) [一部令和 2 年施行] | ●「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行 | |
| 令和 2 年 (2020 年) | ●第 64 回国連女性の地位委員会(「北京+25」記念会合)(ニューヨーク) | ●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 | ●「パートナーシップ宣誓証明制度」開始 | |
| 令和 3 年 (2021 年) | | ●「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」公表 | ●「おおさか男女共同参画 プラン(2021 ~ 2025)」策定 | ●「門真市第 2 次人権教育・人権啓発推進基本計画」策定 |
| 令和 4 年 (2022 年) | | ●「「生理の貧困」が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」実施 ●「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 (女性版骨太の方針 2022)」公表 ●「AV 出演被害防止・救済法」公布・施行 ●「女性活躍推進法」改正・施行(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大) | | |
| 令和 5 年 (2023 年) | | | | ●「第 3 次かどま男女共同参画プラン」策定 |

6. 用語説明

| 用語 | ページ | 解説 |
|----------------------------|-----|--|
| あ行 | | |
| アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) | | 誰もが潜在的に持っている無意識の偏見のこと。今までの生活や習慣、周囲の環境などから、知らず知らずのうちに刻み込まれ、男女の役割意識など固定的な物の見方や捉え方で周りに悪影響を与えることがある。 |
| HIV／エイズ | | ヒトに免疫低下を起こすウイルス（HIV）の感染による感染症で、免疫不全を起こし悪性腫瘍などを発症する症候群のこと。 |
| AV 出演強要 | | 女性に対し、街中でのスカウトによる勧誘等により本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要すること。 |
| SNS | | ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 |
| エンパワーメント | | 一人ひとりが持ち合わせている潜在的な力や能力を引き出し、自ら行動したり意思決定したりできるよう促すこと。 |
| NPO | | 民間非営利組織（Non Profit Organization）の略で、福祉、環境、スポーツ、まちづくり、人権・平和、男女共同 参画などさまざまな分野における自主的な社会活動を行っている。なお、この計画では、法人格の有無を問わない広い意味での N P O をいう。 |
| か行 | | |
| 門真市在日外国人教育推進協議会 | | 在日外国人教育の推進を目的とし、門真市教育委員会などの関係機関により構成されている委員会。 |
| 門真市要保護児童連絡調整会議 | | 児童虐待を受けた子どもの早期発見及びその適切な保護を行い、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するために、設置されている会議。 |
| キャリア教育 | | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。 |
| キャリア形成 | | 人が、生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自分らしい生き方を実現していくこと。 |

| 用語 | ページ | 解説 |
|----------------|-----|---|
| か行 | | |
| 校区福祉委員、校区福祉委員会 | | 校区福祉委員は、校区福祉委員会の構成員で、自治会や民生委員児童委員、福祉団体や当事者などの関係団体で構成される。校区福祉委員会は、小学校区を単位とする住民の自主的な組織で、地域で組織されている関係団体が協力しながら身近な福祉問題の解決に向けて取り組んでいる。 |
| コーディネーター | | 指導力や調整力を發揮し、異なる立場の人々の間の合意形成をしたり、多数の参加を促進する役割を果たす人。 |
| 固定的性別役割分担意識 | | 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。 |
| さ行 | | |
| JK ビジネス | | 女子高生に対し、普通のアルバイトを装い、次第に客に性的行為等のサービスの提供を強要する営業のこと。 |
| ジェンダー平等 | | ジェンダー平等とは、性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとと一緒に決めるなどを意味する。性差別や暴力、性別による固定的性別役割分担等の要因となっている観念を見直し、すべての人が性別にかかわりなくその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に發揮し、さまざまな分野に参画し、平等に利益を受けることができる状態が目指される。 |
| 人権擁護委員 | | 法務大臣の委嘱を受け、日常生活を取り巻く人権問題の相談に応じている。 |
| ストーカー行為 | | 同一の人に対して、つきまといなどを繰り返し行うこと。平成 12 年 5 月 18 日に成立した「ストーカー行為等の規制に関する法律」では、規制の対象として、つきまとい等とストーカー行為の 2 つを定めている。つきまとい等は、特定の者に対する恋愛感情や好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の人またはその家族などに対して行う、つきまとい・待ち伏せ・押しかけや面会・交際の要求等の行為をいう。 |
| 性自認 | | 自身で認識している自分の性別のこと。シスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別と一致している人）、トランスジェンダー（性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人）など。その中でも様々なグラデーションがある。 |

| 用語 | ページ | 解説 |
|---------------|-----|---|
| か行 | | |
| 性的指向 | | 恋愛感情を抱く相手の性別と自分の性別との関係のこと。ヘテロセクシュアル（異性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、ホモセクシュアル（同性愛者）、アセクシュアル（無性愛者）など。これも様々な指向やグラデーションがある。 |
| 性的マイノリティ | | 性自認や性的指向が社会的には少数派となる人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「L G B T (Q+)」がある。 |
| セクシュアル・ハラスメント | | 職場等で行われる性的いやがらせをいい、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな形態が含まれる。 |
| た行 | | |
| DV | | ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や同居している恋人から受ける暴力行為。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力など様々な形態がある。 |
| デート DV | | 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、脅迫や交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含まれる。 |
| テレワーク | | ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。自宅を就業場所とする在宅勤務や、施設に依存せずいつでもどこでも仕事が可能な状態にあるモバイルワーク、サテライトオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務等の形態がある。 |
| は行 | | |
| ポジティブ・アクション | | さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。 |
| ま行 | | |
| 民生委員児童委員 | | 厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者をはじめ障がいのある人、児童、ひとり親家庭などの相談や福祉サービスの利用案内などの社会奉仕活動を行う。 |
| や行 | | |
| やさしい日本語 | | 相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。簡潔な文章にする、言葉をやさしく書き換える、漢字にふりがなをつけるなどがある。 |

| 用語 | ページ | 解説 |
|------------------|-----|--|
| ら行 | | |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ | | 「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。すべての女性が妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけではなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、また反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ることのない権利を意味する。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。 |
| 労働力率 | | 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者）の割合のこと。 |
| わ行 | | |
| ワーク・ライフ・バランス | | 仕事と生活の調和と訳される。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。 |